

第6次芦屋町総合振興後期基本計画（案） 新旧対照表

資料2 (R7.10.29 審議会資料)

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第1章 住民とともに進めるまちづくり</p> <p>第1節 人づくり</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①住民一人ひとりが、まちを良くするための担い手という自覚を持ち、行動できるような風土づくりに取り組んでいく必要があります。</p> <p>②自治区や各種団体など、地域コミュニティの形成に大きく影響する組織では、高齢化や自治区加入率の低下などにより、地域活動やボランティア活動の担い手が不足しています。地域の住民が主体となったまちづくりを推進するため、自治区や各種団体の活動を支援し、担い手となる人材の確保や育成・発掘に取り組んでいく必要があります。</p> <p>③未来の芦屋町の担い手である子どもたちの育成については、これまでにも、学校教育事業や社会教育事業、教育・保育施設への支援などさまざまな取り組みを実施してきました。今後も、学力向上はもとより、ふるさとに愛着と誇りを感じ、豊かな心を持った子どもたちの育成に取り組んでいく必要があります。</p> <p>④芦屋町の漁業・農業・商業・観光といった産業の担い手は、高齢化や後継者不足といった問題を抱えています。地域産業の担い手は、住民の生活利便性や地域コミュニティの核としての役割を果たし、地域の発展に欠かせない存在です。このため、各種関係団体と連携し、産業の担い手の育成・指導・支援に取り組んでいく必要があります。</p> <p>⑤人口減少と高齢化が進行する芦屋町では、あらゆる分野における担い手の確保・次世代への継承が喫緊の課題となっています。</p> <p>⑥さまざまな分野における事業に意欲を持って参画する担い手を確保するためには、人材の発掘が必要不可欠です。このためには、各取り組みの実施内容や成果を発信し、関係人口※の創出・拡大を図り、参画する人の裾野を広げることが求められています。</p>	<p>第1章 住民とともに進めるまちづくり</p> <p>第1節 人づくり</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①自治区や各種団体により、地域コミュニティ活動やボランティア活動などが行われていますが、高齢化や加入率の低下などにより、担い手が不足しています。住民が主体となったまちづくりを推進するため、自治区や各種団体と連携し、担い手の確保や育成・発掘に取り組む必要があります。</p> <p>②農業・漁業・商業・観光といった産業分野でも、高齢化や担い手不足といった問題を抱えています。地域産業は、住民の生活利便性の向上や地域経済の循環といった役割を担っており、地域の発展に欠かせません。このため、関係団体と連携し、産業の担い手の育成・指導・支援に取り組む必要があります。</p> <p>③人づくりを進めていくためには、住民一人一人がまちを良くするための担い手という自覚を持ち、行動できるような風土づくりや育成に取り組む必要があります。</p> <p>④未来の芦屋町の担い手であるこどもたちの育成については、これまでにも、学校教育や社会教育、保育所（園）や幼稚園、認定こども園※への支援などさまざまな取り組みを実施してきました。今後も、学力向上はもとより、芦屋町に愛着と誇りを持ち、豊かな心を持ったこどもたちの育成に取り組む必要があります。</p> <p>⑤ボランティア人材発掘のため、ボランティアを求める人と活動したい人を結びつけるコーディネート機能の充実に努めています。ボランティア活動団体の担い手が高齢化している中で、新たな担い手の発掘が求められています。</p> <p>⑥さまざまな分野で担い手が不足している中で、意欲を持って活動する人材を確保し、次世代へ継承するためには、町外の人材や企業などにも目を向け、参画する人の裾野を広げることが求められています。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>【基本方向】</p> <p>地域コミュニティ、教育、福祉、産業などのまちづくりのあらゆる分野において、その発展と課題解決を担う人材が継続的に確保されるよう、住民一人ひとりの個性や能力が磨かれ、活躍につながる環境づくりに取り組むとともに、各分野において求められる人材や担い手の育成や発掘に努めます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>（1）人財育成・発掘</p> <p>①まちづくりのさまざまな分野において意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保するため、関係団体や関係機関などと連携し、取り組み内容や成果などの情報発信に努めます。</p> <p>②まちづくりに関心や意欲のある住民に対し、相談や学習機会の提供などにより能力開発を支援するとともに、取り組む人同士のネットワークづくりなどを進めます。</p> <p>③各政策分野の施策との連携を図りながら、若者や高齢者、障がい者、外国人を含む住民一人ひとりの能力が、性別にとらわれずに活かされ、活躍できる環境づくりを推進します。</p> <p>④地域住民や関係者とともに課題解決や活性化などに取り組むため、関係人口※の創出・拡大を図ります。</p>	<p>【基本方向】</p> <p>地域コミュニティ、教育、福祉、産業などのまちづくりのあらゆる分野において、その発展と課題解決を担う人材が継続的に確保されるよう、住民一人一人の個性や能力が磨かれ、活躍につながる環境づくりに取り組むとともに、各分野において求められる人材や担い手の育成・発掘に努めます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>（1）人財育成※・発掘</p> <p>①まちづくりのさまざまな分野において、意欲を持って活動する人材を継続的に確保するため、関係団体や関係機関と連携し、取り組み内容や成果などの情報発信に努めます。【①, ②, ③, ④, ⑤】</p> <p>②まちづくりに関心や意欲のある住民に対し、学習機会の提供などを通じて能力開発を支援します。【①, ②, ③, ④】</p> <p>③各政策分野において、年齢や性別、障がいの有無、国籍などにとらわれず、個々の能力が生かされ、活躍できる環境づくりを推進します。 【①, ②, ③, ④】</p> <p>④ボランティア活動センターを中心に、ボランティアを支える人材の育成や発掘を行うとともに、取り組む人同士のネットワークづくりを推進します。【⑤】</p> <p>⑤持続可能なまちづくりのため、関係人口※の創出・拡大を図ります。【⑥】</p> <p>※主要施策の「【】」は、対応する現状と課題の番号。</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）							
【数値目標】				【数値目標】							
主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)		主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)	
		基準年度	数値	基準年度	数値			基準年度	数値	基準年度	数値
1	人材育成事業補助金の申請件数	令和元年度	0件	3件(累計)		(1)	人材育成事業補助金の申請件数	令和6年度	1件	5件(累計)	
	人材育成講座等の数	令和元年度	2講座	5講座				令和6年度	2,333件	8,000件	

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第2節 地域づくり</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①これまで「協働のまちづくり」をテーマにさまざまな取り組みを進めてきましたが、今後も、住民と行政がお互いの役割を分担し、あらゆる分野において連携や協力する必要があります。</p> <p>②芦屋町においては、「住民参画まちづくり条例」や住民参画推進会議の設置により、協働のまちづくりを推進するための基本的なルールと仕組みは整っています。</p> <p>③今後、人口減少や少子高齢化が進行していく中で、住民・議会・行政が今まで以上に自らの役割と責務を自覚し、その役割を果たすことが重要です。このためには、まず、職員自らが住民参画に対する正しい理解を深める必要があります。</p> <p>④住民との協働を進めるうえで重要な情報発信・情報共有の手段として、広報あしや、ホームページ、SNS、町長への手紙、出前講座※など広報・広聴事業などに取り組んでいます。</p> <p>⑤地域コミュニティの核となる自治区については、これまで加入促進に努めてきましたが、高齢化による自然減※の影響もあり、加入率は低下傾向にあります。また、各自治区の役員の担い手が不足している状況です。</p> <p>⑥自治区と職員との交流や自治区活動支援を目的として、自治区担当職員制度を設け、実施してきました。今後もこの制度を通じて、行政と地域の連携を強めていく必要があります。</p> <p>⑦協働のまちづくりの積極的な展開を図っていくため自治区活性化促進会議を設置し、行政と住民とが連携したまちづくりの推進に向けた取り組みを行っています。また、各自治区では自治区活性化交付金を活用した事業をとおして地域コミュニティの醸成に努めています。</p>	<p>第2節 地域づくり</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町では、「芦屋町住民参画まちづくり条例」の制定や住民参画推進会議の設置により、協働のまちづくりを推進するための基本的なルールと仕組みを整え、取り組みを進めてきました。今後も、住民と行政がお互いの役割を自覚し、あらゆる分野において協働する必要があります。</p> <p>②住民との協働や地域コミュニティを推進する中で、住民に芦屋町の取り組みを知ってもらうことや住民の声を聞くことが重要です。今後も、広報紙やホームページの充実はもちろん、SNS※や戸別受信機※などによる情報発信、町長への手紙などによる広聴事業に取り組む必要があります。</p> <p>③地域コミュニティの核となる自治区については、これまで加入促進に努めてきましたが、高齢化による自然減※や住民同士のつながりの希薄化もあり、加入率は低下傾向にあります。また、各自治区では役員の担い手不足が課題となっています。このため、自治区活性化促進会議※で検討された取り組みや自治区活性化交付金を活用した事業などによる地域コミュニティの醸成が重要です。</p> <p>④自治区と職員との交流や自治区活動の支援を目的として、自治区担当職員制度を設け、実施してきました。今後もこの制度を通じて、自治区と行政の連携を強めていく必要があります。</p> <p>⑤各種団体でも構成員の高齢化などにより、活動の継続が難しくなっています。担い手の確保とあわせて、各種団体からの相談対応など活動を支援することも重要です。</p> <p>⑥継続したボランティア活動を行っていくためには、活動拠点の確保や関係機関との連携が必要です。このため、ボランティア活動センターが活動・交流・情報の拠点となり、相談対応や情報発信など活動を支援する体制を整えることが重要です。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>⑧ボランティア活動センターでは、活動団体の支援やボランティアを求める人とやりたい人を結びつけるコーディネート機能や、まちづくりを支える人材の育成・発掘に努めています。</p> <p>【基本方向】</p> <p>情報の積極的な公表と町職員の意識改革に努め、ボランティア活動の支援などを通じ、あらゆる分野で協働のまちづくりを進めるとともに、暮らしやすい地域をつくるため、自治区担当職員制度による支援などにより、自治区の活性化に取り組みます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 住民との協働</p> <p>①行政と住民による協働のまちづくりを推進するため、情報のわかりやすい提供とともに情報共有を積極的に行います。</p> <p>②「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、町職員の意識改革に努め、あらゆる分野で住民の参画を行います。</p> <p>(2) 地域コミュニティの推進</p> <p>①自治区の活性化や加入率の向上のため、自治区活性化促進会議の活用とともに効果的な施策を検討・実施し、自治区活動を支援します。</p> <p>②暮らしやすい地域づくりの実現のため、出前町長室や出前講座※などにより自治区や住民と情報共有を行うとともに、区長会と連携し、地域の課題の解決に取り組みます。</p> <p>③町職員が地域の活動に参加し、住民による自主的な地域づくりの支援と住民との情報交換のため、自治区担当職員制度の推進に取り組みます。</p> <p>④老人クラブなど地域で活動する住民主体の各種団体の活動を支援します。</p>	<p>【基本方向】</p> <p>積極的な情報発信・情報共有に努め、ボランティア活動の支援などを通じ、あらゆる分野で協働のまちづくりを進めるとともに、暮らしやすい地域をつくるため、自治区担当職員制度による支援を通じて、自治区の活性化に取り組みます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 住民との協働</p> <p>①「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、住民と行政があらゆる分野で協働し、住民参画によるまちづくりを推進します。【①】</p> <p>②協働のまちづくりを推進するため、情報をわかりやすく提供するとともに、積極的に情報共有を行います。【②】</p> <p>(2) 地域コミュニティの推進</p> <p>①自治区の活性化や加入率を維持するため、自治区活性化促進会議の活用とともに効果的な施策を検討し、自治区活動を支援します。【③】</p> <p>②暮らしやすい地域づくりの実現のため、出前町長室や出前講座※などを通じて自治区や住民と情報共有を行うとともに、区長会と連携して地域の課題の解決に取り組みます。【④】</p> <p>③自治区と職員との交流や自治区活動の支援のため、自治区担当職員制度を推進します。【④】</p> <p>④地域で活動する住民主体の各種団体の活動を支援します。【⑤】</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）			
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	現状値		目標値 (令和12年度)
		基準年度	数値		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「まちづくりへの住民参画・協働」に関する満足度の構成比	令和元年度	45.2%	46.2%	令和6年度	62.4%	64.9%
2	自治区加入率	令和元年度	56.7%	57.3%	令和6年度	51.1%	51.1%
3	出前講座※の実施講座数	令和元年度	21回	24回 (5年平均)	令和6年度	18回	19回（平均）
3	ボランティア登録団体数	令和元年度	47団体	52団体	令和6年度	2,469人	2,620人
3	ボランティア活動センターにおける相談件数	令和元年度	1,257件	1,650件 (5年平均)			

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第2章 安全で安心して暮らせるまち</p> <p>第1節 安全・安心</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①防災対策については、あらかじめ被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていく「減災」という考え方方が重要です。</p> <p>②地域のきめ細かな防災体制づくりとして自治区を軸とした自主防災組織※の設置を進め、現在26区で組織化されています。今後は、自主防災組織を全自治区に設置し、自主防災組織を中心とした、地域に根ざした防災体制の強化を図り、地域で協力し合う「共助」の取り組みを推進することが課題となっています。</p> <p>③防災については、防災資機材などの整備・拡充に努めてきましたが、今後も引き続き推進していく必要があります。また、マイタイムライン※やハザードマップ※の周知などを通じ、防災意識や災害時の適切な避難行動などの啓発を図ることが重要です。</p> <p>④自力で避難することが困難な高齢者などの情報を事前に把握し、平常時から地域住民の見守りや関係構築を図り、災害時に円滑な避難支援ができるようにする必要があります。</p> <p>⑤空家対策として、老朽危険家屋等解体補助金などを活用し、所有者に対して除却などを含めた適正管理を促してきました。しかし、今後も空家などの増加が見込まれることから、継続して取り組む必要があります。</p>	<p>第2章 安全で安心して暮らせるまち</p> <p>第1節 安全・安心</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①近年、全国各地で大型台風や集中豪雨、大規模地震などによる甚大な被害が発生しており、芦屋町も例外ではありません。このため、復旧・復興を中心とした「事後対策」だけでなく、あらかじめ被害の発生を想定した上で、平時から事前に備える「防災・減災」の対策が重要です。</p> <p>②地域のきめ細かな防災体制づくりのため、自治区を基礎とした自主防災組織※の設置を進め、26区で組織化されています。また、防災訓練の実施や防災士※の育成・活用などを通じて防災体制の充実を図っています。引き続き、自主防災組織を中心とした防災体制の強化を図り、自助・共助の意識を高め、取り組みを促進する必要があります。</p> <p>③地域防災力の向上を図るため、防災資機材などの整備・拡充に努めてきましたが、引き続き促進する必要があります。また、ハザードマップ※の確認や非常時用備蓄品・防災用品の準備の周知などを通じ、防災意識の向上や災害時の適切な避難行動などの啓発を図ることが重要です。</p> <p>④全国的にみると、災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実行性の確保に課題が残っています。自力での避難が困難な高齢者などの情報を事前に把握するとともに、平時から地域による見守りや関係構築を図り、災害時に円滑な避難支援が可能となるよう取り組む必要があります。</p> <p>⑤空家が適切に管理されない場合、倒壊や放火、不審者の侵入・占拠などにつながるおそれがあります。今後も空家の増加が見込まれるため、所有者などに対して除却などを含む適正管理を促していく必要があります。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>⑥急傾斜地対策として、梅林公園周辺急傾斜地改修事業や花美坂法面整備事業などといった安全対策を実施してきました。引き続き地域住民や道路利用者の安全を確保する取り組みを推進する必要があります。</p> <p>⑦消防については、消防団員の定数確保と団員の入れ替わりに伴う訓練などによる資質の向上が課題となっています。また、円滑な消防活動を実施するため、消防車両の整備を図っていく必要があります。</p> <p>⑧防犯対策として、芦屋町自治防犯組合と折尾警察署が協働で夜間パトロールを実施しています。また青色回転灯装備車（青パト）※により毎週、小学校の登下校時間帯にパトロールを実施しています。</p> <p>⑨犯罪抑止や事件・事故の早期解決を目的として、防犯カメラの設置を行ってきました。今後も防犯環境の整備を進めていくとともに、防犯意識の高揚を図る必要があります。</p> <p>⑩消費者相談は、年々増加傾向にあるとともに複雑化しています。このため、今後もよりきめ細かな支援を推進していくことが重要です。</p> <p>⑪交通事故件数は遠賀郡内と比べ少ない傾向にありますが、今後も交通安全の啓発活動や通学路の安全対策などに取り組む必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>災害などから住民の生命や財産を守るため、自主防災組織※の充実・強化や消防力の向上に取り組むとともに、犯罪や悪徳商法などの被害防止、交通安全に対する啓発などを進め、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。</p>	<p>⑥気候変動による災害の激甚化※・頻発化に伴い、迅速に対応できる消防組織の重要性は高まっています。特に地域防災を支える消防団において、消防団員の定数確保と訓練などによる災害対応力の維持・向上が課題となっています。今後も、円滑な消防活動を実施するため、消防資機材や装備品の更新・充実を図る必要があります。</p> <p>⑦芦屋町では、芦屋町自治防犯組合や折尾警察署との協働での夜間パトロールを実施しています。また、青色回転灯装備車（青パト）※による小中学校の登下校時間帯や夜間のパトロールにも取り組んでおり、青少年を取り巻く状況については、年間数件の声かけ事案などが発生しているものの、重大な事件には至っていません。引き続き、防犯対策としてパトロールに取り組むことが重要です。</p> <p>⑧サイバー犯罪※や特殊詐欺の深刻化など、デジタル技術の急速な普及により犯罪が複雑化しています。このため、犯罪抑止や事件・事故の早期解決を目的とした防犯カメラの設置促進や消費者相談でのよりきめ細かな支援を推進する必要があります。</p> <p>⑨全国的にみると、交通事故による死亡者のうち半数以上が65歳以上の高齢者であり、通学中の児童生徒の事故も依然として発生しています。芦屋町の交通事故発生件数は遠賀郡内の他自治体と比べ少ない傾向にありますが、今後も交通安全の啓発活動や通学路の安全対策などに取り組む必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>災害などから住民の生命と財産を守るため、自主防災組織の充実・強化や消防力の向上に取り組むとともに、犯罪や特殊詐欺などの被害防止、交通安全に対する啓発などを進め、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>【主要施策】</p> <p>（1）防災対策の充実</p> <p>①「芦屋町地域防災計画」について、定期的に見直しを行います。</p> <p>②災害に備え、地域住民で助け合う自主防災組織※の充実・強化を図り、計画的に防災訓練を実施します。</p> <p>③災害時の緊急情報を適時適切に行うため、戸別受信機※を全戸に設置するとともに、災害発生時の対策として、防災資機材、備蓄品などの整備に取り組みます。</p> <p>④急傾斜地、河川、海岸などの危険箇所の把握や「芦屋町地域強靭化計画※」に基づき、国・県など関係機関との協力を得ながら、計画的な安全対策を推進します。</p> <p>⑤「防災の日」や「全国火災予防運動」などの機会を利用した住民の意識啓発とともに、ハザードマップ※の周知などを通じて、防災知識の普及に取り組みます。</p> <p>⑥航空自衛隊芦屋基地とは、引き続き防災活動、災害時の避難支援、受け入れなどの連携を強化します。</p> <p>⑦平常時から地域での見守りや関係づくりが進むよう、避難行動要支援者名簿の登録を進めるとともに、災害時等には必要な避難支援が行われるよう地域へ働きかけを行っていきます。</p> <p>⑧「芦屋町空家等対策計画」に基づき、芦屋町空家・空地バンク※の運用等による空家などの活用や各種補助制度の利用推進、特定空家※の除却を進め、空家などの適正管理を行います。</p>	<p>【主要施策】</p> <p>（1）防災対策の充実</p> <p>①「芦屋町地域防災計画」に基づき、防災対策の充実を図ります。【①】</p> <p>②災害に備え、地域住民で助け合う自主防災組織の充実・強化や防災訓練の実施、防災士の育成や連携に取り組みます。【②】</p> <p>③災害時の緊急情報を適時適切に発信するため、戸別受信機をはじめとした災害情報伝達手段を整備するとともに、災害発生時の対策として、一定の食料や生活物資、防災資機材などの備蓄を進め、避難所における良好な環境づくりに取り組みます。【③】</p> <p>④国土交通省や福岡県から示される浸水想定区域や土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域などを示したハザードマップを適切に更新するとともに、ハザードマップの周知などを通じて防災知識の普及に取り組みます。【③】</p> <p>⑤避難行動要支援者名簿※を作成するとともに、災害時などに円滑かつ迅速な避難支援が行われるよう、平常時の地域での見守りや地域のつながり強化に向け働きかけます。【④】</p> <p>⑥「芦屋町空家等対策計画」に基づき、特定空家※の除却や老朽危険家屋等解体補助金※などの利用推進を通じて、空家対策に取り組みます。【⑤】</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>（2）消防の充実</p> <p>①消防力向上のため、消防団員の確保に努めるとともに、後方支援の役割を担う女性防火・防災クラブの取り組みを支援します。</p> <p>②福岡県消防学校への入校や訓練内容の充実により、消防団員の資質の向上に取り組みます。</p> <p>③消防設備・備品の充足・整備を行います。</p> <p>（3）防犯対策</p> <p>①広報紙や町ホームページを通じた啓発活動により、住民一人ひとりの防犯意識の高揚に取り組みます。</p> <p>②防犯パトロールや、登下校時の青色回転灯装備車（青パト）※によるパトロールの強化など、自治防犯組合や各種団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を行います。</p> <p>③芦屋町防犯カメラ設置補助金制度の推進により、防犯環境の整備を進め、犯罪の抑止力向上に取り組みます。</p> <p>④消費者保護を図るため、情報提供や啓発、出前講座※の活用などによる消費者教室を実施するとともに、被害の多い高齢者などのため、地域や福祉ボランティアなどとの連携によるきめ細かな支援に取り組みます。</p> <p>⑤専属の消費者相談員の配置により、相談がしやすい環境を維持します。</p>	<p>（2）消防の充実</p> <p>①消防力向上のため、消防団員の確保に努めるとともに、訓練などを通じて資質の向上に取り組みます。【⑥】</p> <p>②消防資機材や装備品の充実、更新を行います。【⑥】</p> <p>（3）防犯対策</p> <p>①広報紙や町ホームページを通じた啓発活動により、住民一人一人の防犯意識の高揚を図ります。【⑦】</p> <p>②防犯パトロールや登下校時の青色回転灯装備車（青パト）によるパトロールの強化など、自治防犯組合や各種団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を行います。【⑦】</p> <p>③芦屋町防犯カメラ設置補助制度による防犯カメラの設置促進を通じて、犯罪の抑止の向上など、防犯環境の整備を進めます。【⑧】</p> <p>④消費者保護を図るため、出前講座の提供や啓発に取り組むとともに、専属の消費者相談員などによるきめ細かな支援を行います。【⑧】</p>

旧（前期基本計画）		新（後期基本計画）																																																																		
<p>（4）交通安全対策</p> <p>①警察や交通安全協会と連携し、交通安全運動の実施や広報活動などによる啓発に取り組みます。</p> <p>②地域、学校での交通安全教室・講習会の開催や交通安全指導の充実に取り組みます。</p> <p>③通学路における児童・生徒の安全対策を行うとともに、学校や自治区、青少年健全育成町民会議などと連携し、通学時の防犯・交通安全対策を実施します。</p> <p>④高齢者による交通事故を防ぐため、高齢者運転免許証返納者支援事業を促進します。</p>		<p>（4）交通安全対策</p> <p>①交通安全の啓発のため、警察や交通安全協会と連携し、交通安全運動の実施や広報活動などに取り組みます。【⑨】</p> <p>②地域や学校で交通安全教室や講習会を開催するとともに、交通安全指導の充実に取り組みます。【⑨】</p> <p>③「芦屋町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路における児童生徒の安全対策を行うとともに、学校や自治区、青少年健全育成町民会議などと連携し、通学時の交通安全対策を実施します。【⑨】</p> <p>④高齢者による交通事故を防ぐため、高齢者運転免許証返納者支援事業に取り組みます。【⑨】</p>																																																																		
<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和7年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>【コミュニティ活動状況調査】 「地震や風水害などの防災対策」に関する満足度の構成比</td> <td>令和元年度</td> <td>56.0%</td> <td>61.0%</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者名簿の新規対象者の同意書回収率</td> <td>令和元年度</td> <td>39.5%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>【コミュニティ活動状況調査】 「火事などの消防対策」に関する満足度の構成比</td> <td>令和元年度</td> <td>81.7%</td> <td>86.7%</td> </tr> <tr> <td>町内での街頭犯罪発生件数</td> <td>令和元年度</td> <td>17件</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>町内での交通事故(人身事故)発生件数</td> <td>令和元年度</td> <td>41件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>通学時における交通事故件数</td> <td>令和元年度</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	基準年度	数値	1	【コミュニティ活動状況調査】 「地震や風水害などの防災対策」に関する満足度の構成比	令和元年度	56.0%	61.0%	避難行動要支援者名簿の新規対象者の同意書回収率	令和元年度	39.5%	50.0%	2	【コミュニティ活動状況調査】 「火事などの消防対策」に関する満足度の構成比	令和元年度	81.7%	86.7%	町内での街頭犯罪発生件数	令和元年度	17件	12件	3	町内での交通事故(人身事故)発生件数	令和元年度	41件	30件	通学時における交通事故件数	令和元年度	0件	0件	<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和12年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)</td> <td>【コミュニティ活動状況調査】 「地震や風水害などの防災対策」に関する満足度の構成比</td> <td>令和6年度</td> <td>79.0%</td> <td>81.9%</td> </tr> <tr> <td>防災訓練の実施回数</td> <td>令和6年度</td> <td>年2回</td> <td>年2回</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>消防団員数</td> <td>令和6年度</td> <td>76人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>町内での街頭犯罪件数</td> <td>令和6年度</td> <td>20件</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>町内での交通事故発生件数</td> <td>令和6年度</td> <td>26件</td> <td>15件</td> </tr> </tbody> </table>		主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)	基準年度	数値	(1)	【コミュニティ活動状況調査】 「地震や風水害などの防災対策」に関する満足度の構成比	令和6年度	79.0%	81.9%	防災訓練の実施回数	令和6年度	年2回	年2回	(2)	消防団員数	令和6年度	76人	80人	(3)	町内での街頭犯罪件数	令和6年度	20件	12件	(4)	町内での交通事故発生件数	令和6年度	26件	15件
主要施策	指標			現状値			目標値 (令和7年度)																																																													
		基準年度	数値																																																																	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「地震や風水害などの防災対策」に関する満足度の構成比	令和元年度	56.0%	61.0%																																																																
	避難行動要支援者名簿の新規対象者の同意書回収率	令和元年度	39.5%	50.0%																																																																
2	【コミュニティ活動状況調査】 「火事などの消防対策」に関する満足度の構成比	令和元年度	81.7%	86.7%																																																																
	町内での街頭犯罪発生件数	令和元年度	17件	12件																																																																
3	町内での交通事故(人身事故)発生件数	令和元年度	41件	30件																																																																
	通学時における交通事故件数	令和元年度	0件	0件																																																																
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)																																																																
		基準年度	数値																																																																	
(1)	【コミュニティ活動状況調査】 「地震や風水害などの防災対策」に関する満足度の構成比	令和6年度	79.0%	81.9%																																																																
	防災訓練の実施回数	令和6年度	年2回	年2回																																																																
(2)	消防団員数	令和6年度	76人	80人																																																																
(3)	町内での街頭犯罪件数	令和6年度	20件	12件																																																																
(4)	町内での交通事故発生件数	令和6年度	26件	15件																																																																

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第3章 子どもがのびのびと育つまち</p> <p>第1節 子ども・子育て支援</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①「子ども一人ひとりが輝き 親も地域も子育てするまち」をめざして、令和2(2020)年3月に「第2期芦屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後は、この計画に基づいて、子ども自身や子育て世帯が安心して暮らせるよう、また、地域全体が一緒に子育てを支えていくける環境づくりに努める必要があります。</p> <p>②平成29(2017)年3月に開設した子育て世代包括支援センター※では、保健師により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を実施しています。</p> <p>③子育て支援センター「たんぽぽ」では、指定管理者制度※により、民間事業者のノウハウを活かした未就学児の子育て支援、利用者に寄り添う相談支援が行われています。</p> <p>④共働き世帯の増加や就労形態の多様化、女性の社会進出への機運の高まりなどにより、教育・保育のニーズは高まっており、安心して子どもを預けて働くことができる環境づくりが求められています。</p> <p>⑤子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、芦屋町では医療費や通学費の助成などを行っています。</p> <p>⑥近年、児童相談所や町に寄せられる虐待通報は増加傾向にあり、児童虐待への対応や予防に向けた取り組みが求められています。</p> <p>⑦障がいのある子どもやひとり親家庭の子どもが、障がいの有無や家庭環境に左右されずに、子どもの権利が尊重されて生活できるよう、支援を強化する必要があります。</p>	<p>第3章 こどもがのびのびと育つまち</p> <p>第1節 こども・子育て支援</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①こども・子育て支援に向けた取り組みをこれまで以上に効果的かつ総合的に推進するため、従来の「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」を加えた、「芦屋町こども計画」を令和6年3月に策定しました。今後も、この計画に基づいて、全てのこどもが持つ権利の保障に取り組むとともに、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を行う必要があります。</p> <p>②令和5年12月に国が定めた「こども大綱」において、こどもが幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられました。こどもが幸せで健やかに成長していくために、こどもや若者、子育て当事者、教育・保育に携わる人だけでなく、社会全体に対し、こどもの権利の普及・啓発に取り組む必要があります。</p> <p>③子育てに関する悩みや家庭内の問題（児童虐待・家庭内暴力・ヤングケアラー※）など、こどもや妊産婦、その家族が抱える困りごとは増加するとともに、多様化しています。このため、令和6年4月に設置したこども家庭センター※や子育て支援センター「たんぽぽ」での相談・支援体制の充実が重要です。</p> <p>④保育所（園）や幼稚園、認定こども園では、各年度において利用者数が定員を上回っているものの、保育士や幼稚園教諭などの体制を整え、利用が必要なこどもの受け入れを行っています。一方で、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、教育・保育に対するニーズはさらに高まっており、安心して子どもを預けて働くことができる環境づくりが求められています。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>⑧芦屋町の特別支援教育（すくすく発達相談事業、巡回相談事業など）については、福岡県内でも高い水準となっています。今後も幼児期からの支援とともに、家庭や地域も含めた町全体で取り組んでいく必要があります。</p> <p>⑨保育の質の向上や経費削減などのため、緑ヶ丘保育所は、令和元（2019）年度に指定管理者へ施設を譲渡し、完全民営化しました。山鹿保育所についても令和5（2023）年度に完全民営化を予定しています。</p> <p>【基本方向】</p> <p>子育て世代包括支援センター※を拠点とした子育て世代への支援や、各種補助制度による子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、幼児教育・保育環境の充実をはじめ、特別な支援が必要な子どもへの適切な支援を行うなど、子育て世帯が暮らしやすいまちをめざします。</p> <p>【主要施策】</p> <p>（1）子ども・子育て支援の充実</p> <p>①「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策の推進・充実に取り組みます。</p> <p>②子育て世代包括支援センター※において、子育てに関する相談業務のワンストップ化※を推進し、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を行います。</p> <p>③子育て支援センター「たんぽぽ」において、各種事業との連携や効果的な情報発信、子育て家庭への支援を充実させ、安心して子育てができる環境をつくります。</p>	<p>⑤障がいのある子どもやひとり親家庭の子どもが、障がいの有無や家庭環境にかかわらず安心して暮らせるよう、権利の尊重や支援の充実が求められています。芦屋町の特別支援教育（すくすく発達相談事業、巡回相談事業など）は、福岡県内でも高い水準となっています。引き続き、幼児期からの支援とともに、家庭や地域を含めた町全体での取り組みを進める必要があります。</p> <p>⑥子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、芦屋町では医療費や通学費の助成、町内小中学校の給食費の無償化などを行っています。少子化が進む中で、芦屋町の未来を担う子どもを社会全体で育てていくために、継続的な支援が求められています。</p> <p>【基本方向】</p> <p>こども家庭センターを拠点とした子育て世帯への支援や、各種補助制度による子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、幼児教育・保育環境の充実をはじめ、特別な支援が必要なこどもへの適切な支援を行うなど、子育て世帯が暮らしやすいまちをめざします。</p> <p>【主要施策】</p> <p>（1）こども・子育て支援の充実</p> <p>①「芦屋町こども計画」に基づき、ライフステージに応じたこども・若者・子育て支援施策の推進・充実を図ります。【①, ②】</p> <p>②こども家庭センターにおいて、子育てに関する相談業務のワンストップ化を推進するとともに、妊娠期から子育て期までのさまざまな悩みや児童虐待など家庭内の問題について総合的な相談支援を行います。【③】</p> <p>③安心して子育てができる環境づくりを進めるため、子育て支援センター「たんぽぽ」において、各種事業との連携や効果的な情報発信、子育て家庭への相談・支援体制の充実に取り組みます。【③】</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>④小学生を対象とした放課後児童クラブについて、利用者ニーズに対応したサービスの提供を行います。</p> <p>⑤町単独の子ども医療制度や小・中・高校生などへの通学費補助制度などにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>⑥新たに定住する子育て世帯に対し民間賃貸住宅家賃補助制度による経済的負担の軽減を図り、人口増や活力あるまちづくりを推進します。</p> <p>⑦子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の補助などについて検討します。</p> <p>⑧子ども家庭総合支援拠点※の整備推進などにより、児童虐待への対応を強化します。</p> <p>⑨障がいのある幼児、児童・生徒へ適切な指導や必要な支援を行います。</p> <p>⑩保育所（園）・幼稚園・認定こども園※・小学校・中学校や町の関係各課などが連携し、幼児期からの特別支援教育に取り組みます。</p>	<p>④小学生を対象とした放課後児童クラブにおいて、利用者ニーズに対応したサービスを提供します。【④】</p> <p>⑤保育所（園）や幼稚園、認定こども園、小学校、中学校や町の関係各課などが連携し、幼児期からの特別支援教育に取り組み、適切な支援を行います。【⑤】</p> <p>⑥芦屋町独自の子ども医療制度や小・中・高校生などへの通学費補助制度※、学校給食費の無償化※などを通じて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。【⑥】</p> <p>⑦人口増や活力あるまちづくりを推進するため、新たに定住する子育て世帯に対し民間賃貸住宅家賃補助金※を通じて、経済的負担の軽減を図ります。【⑥】</p>

（2）幼児教育・保育

- 必要な人が教育・保育施設を利用できるよう保育所・幼稚園・認定こども園※などの利用定員を確保します。
- 保育所の民営化の推進や保育所（園）・幼稚園・認定こども園※の施設の充実により、教育・保育の充実に取り組みます。

（2）幼児教育・保育

- 必要な人が教育・保育施設を利用できるよう保育所（園）や幼稚園、認定こども園などの利用定員を確保します。【④】
- 教育・保育の充実を図るため、保育所（園）や幼稚園、認定こども園などの取り組みを支援します。【④】

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）				
【主要施策】				【主要施策】				
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	現状値		目標値 (令和12年度)	
		基準年度	数値		基準年度	数値		
1	【コミュニティ活動状況調査】 「児童福祉、子育て支援の充実」 に関する満足度の構成比	令和元年度	74.0%	79.0%	(1)	【コミュニティ活動状況 調査】「児童福祉、子育 て支援の充実」に関する 満足度の構成比	令和6年度	84.2%
	合計特殊出生率※	平成25～29年度 までの5年平均	1.77	1.85		子育て支援センターの利 用者数	令和6年度	5,871人
	子育て支援センター 年間利用者数	令和元年度	7,461人	9,000人		待機児童数	令和6年度	0人 (累計)
2	待機児童数	令和元年度	0人	0人				

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第2節 学校教育</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①価値ある夢・希望・志を持ち、地域社会と関わりながらよりよい人生を送る子どもの育成をめざし、「芦屋町教育大綱」に基づき、各種施策を展開しています。</p> <p>②芦屋町の学校教育における学力の向上については、小学4年生までの35人学級や少人数学習、ジョイントカリキュラム※による小中連携、中学校の特別授業（イブニングスタディ）などに取り組んでいます。</p> <p>③ICT環境については、福岡県内でもトップクラスの整備を進めていますが、国が進める「GIGAスクール構想※の実現」に向け、さらなる学習環境の整備などに取り組んでいくことが重要です。</p> <p>④スクールソーシャルワーカー※や不登校対策指導員を配置し、不登校児童・生徒への支援を行っています。</p> <p>⑤学校・家庭・地域が連携して、豊かな心の醸成、体力づくり、シビックプライド※の醸成などに取り組んでいます。</p> <p>⑥学校施設については、空調整備が完了し、今後は「芦屋町学校施設等長寿命化計画」に基づく計画的な改修を進めていく必要があります。</p> <p>⑦小中学校の図書室については、図書管理システムや図書司書の勤務日数の増などを行ってきましたが、児童・生徒のニーズを踏まえた蔵書の充実などが求められています。</p>	<p>第2節 学校教育</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①教育をめぐる状況は、地域社会や家族の変容、デジタル化やグローバル化の進展などにより大きく変化しています。こうした社会の変化に対応するため、芦屋町では、こどもたちが「生きる力※」を育みながら、価値ある夢・希望・志を持ち、地域社会と関わりながらよりよい人生を主体的に切り拓いていくよう、「芦屋町教育大綱」に基づく各種施策に取り組んでいます。</p> <p>②学校教育における学力の向上について、小中連携事業や放課後学習事業（放課後塾やイブニングスタディ）などに取り組んでいます。基礎・基本となる学力を身につけさせるため、こどもたちの学ぶ意欲を高め、一人一人の目標や課題に応じた教育活動が組織的かつ効率的に展開できる環境づくりに努める必要があります。</p> <p>③英語教育の充実については、小学校英語専科教員・ALT※による授業や体験型英語学習の実施、英語検定試験の全額補助※による検定資格の取得推進などに取り組んでいます。グローバル化の進展により、生涯にわたって必要とされる英語によるコミュニケーション力の育成を図る必要があります。</p> <p>④ICT※環境については、タブレット端末や電子黒板、学習支援ソフト（デジタルドリル）などの整備が進んでおり、今後は効果的な活用を目指して取り組む必要があります。また、ICT機器の更新時には多額の費用が見込まれるため、計画的な更新が必要です。</p> <p>⑤全国的にみると、小中学生の不登校は新型コロナウイルス感染症の影響により急増し、現在も増加傾向にあります。これまで以上に個々の状況に応じたきめ細やかな支援が求められることから、令和7年4月に教育支援センター※、中学校に校内教育支援センターを設置しました。引き続き、学校やスクールソーシャルワーカー※などと連携した不登校児童生徒への支援が求められています。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>【基本方向】</p> <p>将来を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心を身に付けることができるよう、小中一貫教育やタブレットなどを活用したＩＣＴ教育※に取り組みます。また、教育環境の充実のため、学校施設の計画的な改修や整備を進めます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 学力の向上</p> <p>①小学校4年生までの35人学級や、中学校3年生を対象とした放課後の特別授業（イブニングスタディ）を実施し、きめ細かな学習指導を行います。</p> <p>②小中学校9年間にわたり、計画的、継続的な教育指導を展開するため、小中一貫教育を行います。</p> <p>③「生きた英語」を学ぶことができるよう、ＡＬＴ※の配置・活用による英語教育の充実に取り組みます。</p>	<p>⑥芦屋町では、「芦屋のこどもは芦屋で育てる」を基本理念に、学校・家庭・地域が連携して、子どもの育成に努めています。学力だけでなく、豊かな心の醸成、体力づくり、シビックプライド※の醸成などにおいても、学校・家庭・地域が連携した取り組みが重要です。</p> <p>⑦学校施設については、「芦屋町学校施設等長寿命化計画」に基づき、建具・外部改修工事やＬＥＤ化などを実施してきました。今後も、この計画に基づき計画的な維持管理や整備を行う必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>将来を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心、健やかな体を身に付けることができるよう、小中一貫教育や英語教育の充実、タブレットなどを活用したＩＣＴ教育に取り組みます。また、教育環境の充実のため、学校施設の計画的な改修や整備を進めます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 学力の向上</p> <p>①基礎学力の定着・向上や家庭学習の習慣化を図るため、放課後塾やイブニングスタディなどの放課後学習事業を実施し、児童生徒の学力の向上に取り組みます。【①, ②】</p> <p>②計画的かつ継続的な教育指導を行うため、小学校から中学校までの9年間を通して小中一貫教育を推進します。【①, ②】</p> <p>③学力調査などの分析結果をもとに児童生徒の現状を把握し、一人一人の目標や課題に応じた適切な指導を行います。【①, ②】</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>④児童・生徒の現状を把握するため、学力テストの分析結果に基づき、適切な指導を行います。</p> <p>⑤授業の研究・発表や小中授業交流会をとおして、教職員の資質・指導力の向上に取り組みます。</p> <p>⑥タブレットなどを活用したICT教育※を行います。</p> <p>（2）豊かな心・健やかな体の育成</p> <p>①スクールソーシャルワーカー※や不登校対策指導員による児童・生徒へのきめ細かな支援を行います。</p> <p>②児童・生徒の健康な体づくりのため、栄養バランスのとれた美味しい学校給食を提供し、残食ゼロに取り組みます。</p> <p>③語先後礼の挨拶の徹底をとおして、礼儀正しい子どもの育成に取り組みます。</p> <p>④校歌や芦屋釜の里での呈茶体験から学校や地域の歴史を学ぶことをとおして、シビックプライド※の醸成に取り組みます。</p> <p>⑤体力アップシートを活用し、運動の日常化に取り組みます。</p>	<p>④教職員の資質や指導力の向上を図るため、小中連携事業の研究・発表や小中合同の教職員研修などに取り組みます。【①, ②】</p> <p>⑤英語によるコミュニケーション力の育成を図るため、ALTを活用した授業や体験型英語学習を実施するとともに、英語検定試験への補助を通じて、検定資格の取得を推進します。【①, ③】</p> <p>⑥効果的なICT教育を推進するため、タブレットなどのICT機器を活用し、基礎的・基本的な学習の定着、個別最適かつ協働的な学びの実現を図ります。【①, ④】</p> <p>（2）豊かな心・健やかな体の育成</p> <p>①学校や教育支援センター、スクールソーシャルワーカーなどの関係者と連携し、不登校児童生徒への支援を行います。【①, ⑤】</p> <p>②語先後礼※のあいさつの徹底を通じて、礼儀正しい子どもの育成に取り組みます。【①, ⑥】</p> <p>③児童生徒の健康な体づくりを支えるため、栄養バランスに優れたおいしい学校給食を提供するとともに、食品ロス対策のため食べ残しの削減に取り組みます。【①, ⑥】</p> <p>④体力アップシートを活用し、運動の日常化に取り組みます。【①, ⑥】</p> <p>⑤シビックプライドの醸成を図るため、校歌の学習や芦屋釜の里での呈茶体験、あしや砂像展の訪問など、地域の歴史や文化を学ぶ活動に取り組みます。【①, ⑥】</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）																																																									
<p>（3）学校施設・教育環境の充実</p> <p>①児童・生徒が安全な環境で学べるよう、建具の更新をはじめ、老朽化に伴う学校施設の整備を計画的に進めます。</p> <p>②児童・生徒の興味や関心に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校図書室の充実を図ります。</p>				<p>（3）学校施設・教育環境の充実</p> <p>①ICT機器の効果的な活用を図るため、タブレット端末や電子黒板の整備などのハード面だけでなく、デジタルドリルの活用などソフト面も含めたICT環境の充実を図ります。【①, ④】</p> <p>②児童生徒が安全かつ快適な環境で学べるよう、小中学校体育館への空調設備の設置など学校施設の整備を進めます。【①, ⑦】</p>																																																									
<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和7年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数</td> <td>令和元年度</td> <td>2教科</td> <td>4教科</td> </tr> <tr> <td>小学校:国語、算数 中学校:国語、数学</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>町独自の学力テスト(英語)において、福岡県平均を上回った学年</td> <td>令和元年度</td> <td>1学年</td> <td>3学年</td> </tr> <tr> <td>中学校:3学年</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>【コミュニティ活動状況調査】「学校教育と就学前教育の充実」に関する満足度の構成比</td> <td>令和元年度</td> <td>72.8%</td> <td>75.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>不登校児童・生徒の数</td> <td>令和元年度</td> <td>17人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>男子:小学校5年、中学校2年 女子:小学校5年、中学校2年</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>全国体力・運動能力調査の総合評価(5段階評価)において、A・Bの割合が全国平均を上回った学年</td> <td>令和元年度</td> <td>4学年</td> <td>4学年</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>男子:小学校5年、中学校2年 女子:小学校5年、中学校2年</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>学校建具改修率</td> <td>令和元年度</td> <td>0.0%</td> <td>50.0%</td> </tr> </tbody> </table>				主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	基準年度	数値	1	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数	令和元年度	2教科	4教科	小学校:国語、算数 中学校:国語、数学				2	町独自の学力テスト(英語)において、福岡県平均を上回った学年	令和元年度	1学年	3学年	中学校:3学年				3	【コミュニティ活動状況調査】「学校教育と就学前教育の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	72.8%	75.5%					4	不登校児童・生徒の数	令和元年度	17人	15人	男子:小学校5年、中学校2年 女子:小学校5年、中学校2年				5	全国体力・運動能力調査の総合評価(5段階評価)において、A・Bの割合が全国平均を上回った学年	令和元年度	4学年	4学年	6	男子:小学校5年、中学校2年 女子:小学校5年、中学校2年				7	学校建具改修率	令和元年度	0.0%	50.0%
主要施策	指標	現状値				目標値 (令和7年度)																																																							
		基準年度	数値																																																										
1	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数	令和元年度	2教科	4教科																																																									
	小学校:国語、算数 中学校:国語、数学																																																												
2	町独自の学力テスト(英語)において、福岡県平均を上回った学年	令和元年度	1学年	3学年																																																									
	中学校:3学年																																																												
3	【コミュニティ活動状況調査】「学校教育と就学前教育の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	72.8%	75.5%																																																									
4	不登校児童・生徒の数	令和元年度	17人	15人																																																									
	男子:小学校5年、中学校2年 女子:小学校5年、中学校2年																																																												
5	全国体力・運動能力調査の総合評価(5段階評価)において、A・Bの割合が全国平均を上回った学年	令和元年度	4学年	4学年																																																									
6	男子:小学校5年、中学校2年 女子:小学校5年、中学校2年																																																												
7	学校建具改修率	令和元年度	0.0%	50.0%																																																									
<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和12年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)</td> <td>全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数</td> <td>令和6年度</td> <td>2教科</td> <td>4教科</td> </tr> <tr> <td>小中学校における英語検定の受験率</td> <td>令和6年度</td> <td>小学校:33.3% 中学校:35.2%</td> <td>小学校:30.0% 中学校:40.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)</td> <td>1,000人当たりの不登校児童生徒数が全国値を下回った学校種別数(小学校・中学校)</td> <td>令和6年度</td> <td>1校</td> <td>2校</td> </tr> <tr> <td>全国体力・運動能力調査の総合評価(5段階)において、A・Bの割合が全国平均を上回った学年数(男女)</td> <td>令和6年度</td> <td>3学年</td> <td>4学年</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>体育館へ空調設備を設置した学校数</td> <td>令和6年度</td> <td>0校</td> <td>4校(累計)</td> </tr> </tbody> </table>								主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)	基準年度	数値	(1)	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数	令和6年度	2教科	4教科	小中学校における英語検定の受験率	令和6年度	小学校:33.3% 中学校:35.2%	小学校:30.0% 中学校:40.0%	(2)	1,000人当たりの不登校児童生徒数が全国値を下回った学校種別数(小学校・中学校)	令和6年度	1校	2校	全国体力・運動能力調査の総合評価(5段階)において、A・Bの割合が全国平均を上回った学年数(男女)	令和6年度	3学年	4学年	(3)	体育館へ空調設備を設置した学校数	令和6年度	0校	4校(累計)																								
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)																																																									
		基準年度	数値																																																										
(1)	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数	令和6年度	2教科	4教科																																																									
	小中学校における英語検定の受験率	令和6年度	小学校:33.3% 中学校:35.2%	小学校:30.0% 中学校:40.0%																																																									
(2)	1,000人当たりの不登校児童生徒数が全国値を下回った学校種別数(小学校・中学校)	令和6年度	1校	2校																																																									
	全国体力・運動能力調査の総合評価(5段階)において、A・Bの割合が全国平均を上回った学年数(男女)	令和6年度	3学年	4学年																																																									
(3)	体育館へ空調設備を設置した学校数	令和6年度	0校	4校(累計)																																																									

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち</p> <p>第1節 社会福祉</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できないニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援し合う仕組みを築き上げていくために、「第2次芦屋町地域福祉計画」に基づき「自助」「共助」「公助」の視点で取り組んでいます。</p> <p>②団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目指すに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実などに取り組む地域包括ケアシステム※の深化、推進が求められています。</p> <p>③「芦屋町高齢者福祉計画」に基づき、配食サービス事業や地域包括支援センター※を中心とした総合相談の実施など、高齢者の生活支援に取り組んでいます。また、介護予防に重点を置いた取り組みを進めており、身近なところで気軽に参加できる自治区公民館体操などの実施や体操サポートー養成講座などを通じた住民の自主的な活動を支援しています。</p> <p>④高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、高齢者の交流や社会参加の促進が重要です。このため、老人クラブへの活動支援や指定管理者制度※による老人憩の家の運営を行っています。現在、老朽化が進む老人憩の家については、「芦屋町公共施設等総合管理計画」や今後の町の将来人口などを見据え検討していく必要があります。</p> <p>⑤障がい者を取り巻く環境は、高齢化の進行、障がいの重度化・重複化などに伴い大きく変化しています。平成25(2013)年の障害者総合支援法の施行により、障がいのある人に対する自立支援や権利擁護に加え、地域社会での共生や、社会的障壁※の除去、差別や偏見のない、支え合う地域社会へ向けた支援に取り組むことが求められています。</p>	<p>第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち</p> <p>第1節 社会福祉</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①人口減少や少子高齢化、独居高齢者の増加に加え、ライフサイクルや価値観の多様化により、福祉を取り巻く課題は複雑化・複合化しています。このため、「芦屋町地域福祉計画」に基づき、地域に関わる全ての人と行政が一体となり、地域全体で課題解決に向けた取り組みを進められています。</p> <p>②高齢化率が毎年上昇を続けていく中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることが重要です。「芦屋町高齢者福祉計画」に基づき、今後も配食サービス事業などの在宅福祉サービスや地域包括支援センター※を中心とした総合相談の実施など、高齢者の生活支援に取り組む必要があります。</p> <p>③高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、高齢者の交流や社会参加の促進が重要であることから、老人クラブへの支援を行っています。また、老朽化が進む老人憩の家については、令和11年3月まで廃止する予定であり、廃止後の新たな高齢者施策について検討する必要があります。</p> <p>④介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けるための仕組みづくりが求められています。介護予防や在宅医療と介護の連携、認知症施策などに取り組む地域包括ケアシステム※を深化、推進します。</p> <p>⑤介護予防に重点を置いた取り組みの推進も重要です。身近なところで気軽に参加できる自治区公民館体操やゲンキはつらつサポーター教室などを通じた住民の自主的な活動への支援が求められています。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>【基本方向】</p> <p>誰もが自分らしく安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、一人ひとりが必要とする支援の充実や合理的な配慮を図るとともに、「共助」を中心とした地域福祉を推進し、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 地域福祉の推進</p> <p>① 地域住民、地域課題の解決に向け取り組む住民主体の各種団体、社会福祉協議会などと連携し、「共助」を中心とした地域福祉の実現のため、互いに助け合い、支え合う地域づくりに取り組みます。</p> <p>② 「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度※の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進します。</p> <p>(2) 高齢者福祉の充実</p> <p>① 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム※の強化に取り組みます。</p> <p>② 健康寿命の延伸をめざし、介護予防事業のさらなる充実に取り組みます。</p> <p>③ 身近な地域で交流や介護予防ができるよう、住民主体の通いの場の取り組みを支援します。</p>	<p>⑥ 障がいのある人を取り巻く環境は、高齢化の進行や障がいの重度化・重複化などに伴い大きく変化しています。障がいの有無にかかわらず、自分らしくいきいきと暮らしていくため、「芦屋町障害者計画・障害福祉計画」に基づき、地域共生社会の実現に向けた支援に取り組む必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>誰もが自分らしく安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、一人一人が必要とする支援の充実や合理的配慮※を図るとともに、「共助」を中心とした地域福祉を推進し、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 地域福祉の推進</p> <p>① 「共助」を中心とした地域福祉の実現を図るため、地域住民や住民主体の各種団体、社会福祉協議会などと連携し、互いに助け合い、支え合う地域づくりを推進します。【①】</p> <p>② 「芦屋町成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度※の利用促進に関する施策を推進します。【③】</p> <p>(2) 高齢者福祉の充実</p> <p>① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化に取り組みます。【②, ③, ④】</p> <p>② 高齢者の認知症予防や安全・安心な生活を支援するため、高齢者施策の充実を図るとともに、周知・啓発に取り組みます。【②, ④】</p> <p>③ 健康寿命※の延伸をめざし、介護予防事業の充実を図ります。【④】</p>

旧（前期基本計画）		新（後期基本計画）																																													
<p>④高齢者の長寿を祝い、敬老意識の高揚に取り組みます。</p> <p>⑤老朽化の進む老人憩の家のあり方を検討し、建替えなどを進めます。</p>		<p>④身近な地域で交流や介護予防ができるよう、住民主体の通いの場や生きがいづくりの取り組みを支援します。【④, ⑤】</p>																																													
<p>（3）障がい者福祉の充実</p> <p>①障がい者の自立した日常生活を支援するため、一人ひとりのニーズを把握し、最適なサービスの提供に取り組みます。</p> <p>②「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現のため、啓発や合理的配慮の促進などに取り組みます。</p> <p>③バリアフリーやユニバーサルデザイン※を推進し、誰にとっても利用しやすい公共施設の整備に取り組みます。</p>		<p>（3）障がい者福祉の充実</p> <p>①障がいのある人などの自立した日常生活を支援するため、一人一人のニーズを把握し、最適なサービスの提供と支援体制の充実を図ります。【⑥】</p> <p>②「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現のため、啓発や合理的配慮の促進などに取り組みます。【⑥】</p> <p>③バリアフリーやユニバーサルデザイン※を推進し、誰にとっても利用しやすい公共施設の整備に取り組みます。【⑥】</p>																																													
<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和7年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>【地域福祉計画策定時アンケート（福祉のあり方を問う設問）】 「福祉は、行政と住民が協力しながら地域で支え合う組織づくりをすべき」と選択した人の割合</td> <td>令和元年度</td> <td>76.0%</td> <td>81.0%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>【コミュニティ活動状況調査】 「高齢者福祉」に関する満足度の構成比</td> <td>令和元年度</td> <td>65.7%</td> <td>68.0%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>【コミュニティ活動状況調査】 「障がい者福祉の充実」に関する満足度の構成比</td> <td>令和元年度</td> <td>59.0%</td> <td>64.0%</td> </tr> </tbody> </table>		主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	基準年度	数値	1	【地域福祉計画策定時アンケート（福祉のあり方を問う設問）】 「福祉は、行政と住民が協力しながら地域で支え合う組織づくりをすべき」と選択した人の割合	令和元年度	76.0%	81.0%	2	【コミュニティ活動状況調査】 「高齢者福祉」に関する満足度の構成比	令和元年度	65.7%	68.0%	3	【コミュニティ活動状況調査】 「障がい者福祉の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	59.0%	64.0%	<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和12年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>【地域福祉計画策定時アンケート（福祉のあり方を問う設問）】「福祉は、行政と住民が協力しながら地域で支え合う組織づくりをすべき」と選択した人の割合</td> <td>令和6年度</td> <td>70.8%</td> <td>81.0%</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>認知症予防教室参加者数</td> <td>令和6年度</td> <td>20人 (累計)</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>【コミュニティ活動状況調査】「障がい者福祉の充実」に関する満足度の構成比</td> <td>令和6年度</td> <td>73.7%</td> <td>76.2%</td> </tr> </tbody> </table>		主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)	基準年度	数値	(1)	【地域福祉計画策定時アンケート（福祉のあり方を問う設問）】「福祉は、行政と住民が協力しながら地域で支え合う組織づくりをすべき」と選択した人の割合	令和6年度	70.8%	81.0%	(2)	認知症予防教室参加者数	令和6年度	20人 (累計)	100人	(3)	【コミュニティ活動状況調査】「障がい者福祉の充実」に関する満足度の構成比	令和6年度	73.7%	76.2%
主要施策	指標			現状値			目標値 (令和7年度)																																								
		基準年度	数値																																												
1	【地域福祉計画策定時アンケート（福祉のあり方を問う設問）】 「福祉は、行政と住民が協力しながら地域で支え合う組織づくりをすべき」と選択した人の割合	令和元年度	76.0%	81.0%																																											
2	【コミュニティ活動状況調査】 「高齢者福祉」に関する満足度の構成比	令和元年度	65.7%	68.0%																																											
3	【コミュニティ活動状況調査】 「障がい者福祉の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	59.0%	64.0%																																											
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)																																											
		基準年度	数値																																												
(1)	【地域福祉計画策定時アンケート（福祉のあり方を問う設問）】「福祉は、行政と住民が協力しながら地域で支え合う組織づくりをすべき」と選択した人の割合	令和6年度	70.8%	81.0%																																											
(2)	認知症予防教室参加者数	令和6年度	20人 (累計)	100人																																											
(3)	【コミュニティ活動状況調査】「障がい者福祉の充実」に関する満足度の構成比	令和6年度	73.7%	76.2%																																											

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第2節 健康づくり</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加しています。生活習慣病の予防には特定健康診査※、がんの早期発見にはがん検診の受診がきわめて重要であるため、保健指導や栄養指導により生活習慣改善や重症化予防、適切な医療機関への受診勧奨を行っていくことが必要です。</p> <p>②特定健康診査※の受診率を高めるため、集団健診を平日毎日行うなど健診が受けやすい体制づくりを進めるとともに、特定健康診査受診率向上事業を活用した受診勧奨などを行っています。しかし、受診率は緩やかな伸び率にとどまっています。</p> <p>③予防接種は、病気の重症化を防ぐ上では重要ですが、幼児期の接種率は高いものの、学童期や高齢期における接種率が低く、接種率の向上に取り組む必要があります。</p> <p>④乳幼児と母親の健康増進を図るため、妊婦と面談し保健指導や栄養指導を行うほか、早産や低体重児の出生を予防するための妊婦健診や妊娠中・出産後の歯と口の健康を守るための妊産婦歯科健診に取り組んでいます。</p>	<p>第2節 健康づくり</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加している中で、予防のため特定健康診査※を受診することが重要です。芦屋町では、集団健診を平日毎日実施するなど受診しやすい体制づくりや電話・訪問による積極的な受診勧奨などにより、受診率が増加しています。今後も、特定健康診査の重要性について継続的な啓発活動を行い、さらなる受診率の向上を図る必要があります。</p> <p>②日本人の死亡原因の第一位となっているがんの早期発見・早期治療のためには、がん検査の受診が重要です。このため、特定年齢の人に無料クーポンを配布するなどにより、受診率の向上に努めてきました。今後も特定健康診査と同様に、がん検査の重要性について継続的な啓発活動を行い、さらなる受診率の向上を図る必要があります。</p> <p>③予防接種は感染予防だけでなく、病気の重症化を防ぐ上で重要です。しかし、幼児期の接種率は高いものの、学童期や高齢者における接種率の低さが課題となっています。また、新型コロナウイルスや帯状疱疹など新たな予防接種が増えており、接種率の向上のためには、予防接種の重要性を啓発する必要があります。</p> <p>④妊婦や出生児の健康増進を図るため、妊婦と面談し保健指導や栄養指導を行うほか、妊婦健診や妊産婦歯科健診の受診促進に取り組んでいます。また、乳幼児の健康状態や発育、発達の確認を行い、こどもの健やかな成長を支援するために乳幼児健康診査を実施しています。今後も、各種健康診査の受診率向上に取り組む必要があります。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>⑤国民健康保険事業は、産業・就業構造の変化や高齢者人口の増加などに伴い、保険税が減少する一方で医療費は増加するなど、厳しい財政運営が続いています。このため、国保財政責任主体である福岡県とともに、財政健全化に向けた取り組みを進めていく必要があります。</p> <p>⑥急速に進む高齢化や疾病構造の変化※などに伴い、住民の医療に対するニーズはさらに多様化、高度化しています。また、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの新たな感染症の発生、食中毒などによる住民の健康や生命の安全を脅かす事態も懸念されており、地域住民に対して安全で安心な医療を提供していくことが求められています。</p> <p>【基本方向】</p> <p>住民一人ひとりの健康に対する意識啓発を進めるとともに、各種健診（検診）に対する受診勧奨を図りながら、健やかで心豊かな生涯を送ることができるよう健康づくりに取り組みます。</p> <p>また、芦屋中央病院を核として、町内の医療機関や介護・福祉施設などと連携を図り、地域医療体制の充実に努めます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>（1）健康づくりの推進</p> <p>①健康教室、家庭訪問などを実施して生活習慣を見直す機会を提供し、住民一人ひとりの健康づくりを支援します。</p> <p>②乳幼児期から高齢期までの各期において、予防接種を実施し健康の増進を図ります。</p> <p>③がんの早期発見や生活習慣病の予防のため住民健診（検診）を実施するとともに、啓発や受診勧奨の徹底、関係機関との連携などにより受診率の向上を図ります。</p>	<p>⑤国民健康保険事業は、産業・就業構造の変化や高齢者人口の増加などに伴い、保険税収入が減少する一方で医療費は増加するなど、厳しい財政運営が続いています。このため、国民健康保険の財政責任主体である福岡県とともに、財政健全化に向けた取り組みを進めていく必要があります。</p> <p>⑥急速に進む高齢化や疾病構造の変化※などに伴い、住民の医療に対するニーズは多様化・高度化しています。また、新型コロナウイルス感染症で経験したように、新たな感染症が住民の健康や生命を脅かす事態も懸念されます。町内の医療機関などと連携し、安全で安心な医療の提供が求められています。</p> <p>【基本方向】</p> <p>住民一人一人の健康に対する意識啓発とともに、定期的な健診（検診）に対する受診勧奨を図りながら、健やかで心豊かな生涯を送ることができるよう健康づくりに取り組みます。</p> <p>また、芦屋中央病院をはじめ、町内の医療機関や遠賀中間医師会と連携し、安全・安心な地域医療※の提供に努めます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>（1）健康づくりの推進</p> <p>①健康教室や料理教室など生活習慣を見直す機会を提供することで、住民一人一人の健康づくりを支援します。【①】</p> <p>②生活習慣病やがんの早期発見・早期治療を図るため、住民健診（検診）を実施するとともに、啓発や受診勧奨の徹底、関係機関との連携などを通じて、受診率の向上に取り組みます。【①, ②】</p> <p>③健康の増進を図るため、乳幼児期から高齢期までの各期において予防接種を実施します。【③】</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）																																																								
<p>④妊婦健診や妊産婦歯科健診、出生児の全戸訪問や出産後の母体の健康管理や乳幼児健診など、乳幼児と母親の健康の増進に取り組みます。</p>	<p>④乳幼児と母親の健康の増進を図るため、妊婦健康診査や妊産婦歯科健康診査、出生児の全戸訪問、出産後の母体の健康管理、乳幼児健康診査などを実施します。【④】</p>																																																								
<p>（2）国民健康保険事業</p> <p>①特定健康診査※の受診率向上に努め、特定保健指導※などの徹底により医療費の削減に取り組みます。</p> <p>②適正な保険税の賦課・徴収や資格管理を徹底し、健全な国民健康保険事業の運営に取り組みます。</p>	<p>（2）国民健康保険事業</p> <p>①医療費の適正化を図るため、特定健康診査の受診勧奨や特定保健指導※などを通じて受診率の向上に取り組みます。【①】</p> <p>②国民健康保険税の賦課※・徴収や資格管理を徹底し、国民健康保険事業の健全な運営に取り組みます。【⑤】</p>																																																								
<p>（3）地域医療の充実</p> <p>①芦屋中央病院を核とした、町内の医療機関や介護・福祉施設との連携により、地域医療体制の充実を図ります。</p>	<p>（3）地域医療の充実</p> <p>①芦屋中央病院をはじめ、町内の医療機関や遠賀中間医師会と連携し、安全・安心な地域医療の提供に努めます。【⑥】</p>																																																								
<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和7年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td>【コミュニティ活動状況調査】^④ 「健康づくり事業の充実」に関する満足度の構成比^④</td> <td>令和元年度^④</td> <td>81.9%^④</td> <td>82.0%^④</td> </tr> <tr> <td>定期予防接種の接種率^④</td> <td>令和元年度^④</td> <td>67.5%^④</td> <td>70.0%^④</td> </tr> <tr> <td>がん検診受診率^④ (胃がん・肺がん・大腸がん受診率の平均)^④</td> <td>令和元年度^④</td> <td>10.6%^④</td> <td>15.6%^④</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特定健康診査受診率^④</td> <td>令和元年度^④</td> <td>34.6%^④</td> <td>60.0%^④</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>【コミュニティ活動状況調査】^④ 「地域医療の充実」に関する満足度の構成比^④</td> <td>令和元年度^④</td> <td>59.3%^④</td> <td>60.8%^④</td> </tr> </tbody> </table>	主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	基準年度	数値	1	【コミュニティ活動状況調査】 ^④ 「健康づくり事業の充実」に関する満足度の構成比 ^④	令和元年度 ^④	81.9% ^④	82.0% ^④	定期予防接種の接種率 ^④	令和元年度 ^④	67.5% ^④	70.0% ^④	がん検診受診率 ^④ (胃がん・肺がん・大腸がん受診率の平均) ^④	令和元年度 ^④	10.6% ^④	15.6% ^④	2	特定健康診査受診率 ^④	令和元年度 ^④	34.6% ^④	60.0% ^④	3	【コミュニティ活動状況調査】 ^④ 「地域医療の充実」に関する満足度の構成比 ^④	令和元年度 ^④	59.3% ^④	60.8% ^④	<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和12年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)</td> <td>がん検診受診率（胃がん・肺がん・大腸がんの平均）^④</td> <td>令和6年度^④</td> <td>14.4%^④</td> <td>20.0%^④</td> </tr> <tr> <td>高齢者定期予防接種の平均接種率^④</td> <td>令和6年度^④</td> <td>24.3%^④</td> <td>30.0%^④</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>特定健康診査受診率^④</td> <td>令和6年度^④</td> <td>44.6%^④</td> <td>60.0%^④</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>【コミュニティ活動状況調査】「地域医療の充実」に関する満足度の構成比^④</td> <td>令和6年度^④</td> <td>75.5%^④</td> <td>75.5%^④</td> </tr> </tbody> </table>	主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)	基準年度	数値	(1)	がん検診受診率（胃がん・肺がん・大腸がんの平均） ^④	令和6年度 ^④	14.4% ^④	20.0% ^④	高齢者定期予防接種の平均接種率 ^④	令和6年度 ^④	24.3% ^④	30.0% ^④	(2)	特定健康診査受診率 ^④	令和6年度 ^④	44.6% ^④	60.0% ^④	(3)	【コミュニティ活動状況調査】「地域医療の充実」に関する満足度の構成比 ^④	令和6年度 ^④	75.5% ^④	75.5% ^④
主要施策			指標	現状値		目標値 (令和7年度)																																																			
	基準年度	数値																																																							
1	【コミュニティ活動状況調査】 ^④ 「健康づくり事業の充実」に関する満足度の構成比 ^④	令和元年度 ^④	81.9% ^④	82.0% ^④																																																					
	定期予防接種の接種率 ^④	令和元年度 ^④	67.5% ^④	70.0% ^④																																																					
	がん検診受診率 ^④ (胃がん・肺がん・大腸がん受診率の平均) ^④	令和元年度 ^④	10.6% ^④	15.6% ^④																																																					
2	特定健康診査受診率 ^④	令和元年度 ^④	34.6% ^④	60.0% ^④																																																					
3	【コミュニティ活動状況調査】 ^④ 「地域医療の充実」に関する満足度の構成比 ^④	令和元年度 ^④	59.3% ^④	60.8% ^④																																																					
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)																																																					
		基準年度	数値																																																						
(1)	がん検診受診率（胃がん・肺がん・大腸がんの平均） ^④	令和6年度 ^④	14.4% ^④	20.0% ^④																																																					
	高齢者定期予防接種の平均接種率 ^④	令和6年度 ^④	24.3% ^④	30.0% ^④																																																					
(2)	特定健康診査受診率 ^④	令和6年度 ^④	44.6% ^④	60.0% ^④																																																					
(3)	【コミュニティ活動状況調査】「地域医療の充実」に関する満足度の構成比 ^④	令和6年度 ^④	75.5% ^④	75.5% ^④																																																					

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第5章 活力ある産業を育むまち</p> <p>第1節 農業</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①我が国の農業は、農業従事者の高齢化、耕作放棄の拡大、海外からの農作物の輸入増加などの問題を抱え、経営は厳しい状況におかれています。これらの状況は芦屋町においても同様です。</p> <p>②芦屋町では水稻、青ねぎ、キャベツ、ほうれんそう、赤しそなどが生産され直売所への出荷や学校給食への供給など、地産地消が進んでいます。また、田屋ねぎ（かおりっこ）、赤しそ（芳香しそ）はブランド化されていますが、生産農家数が増えていない現状です。</p> <p>③農業の担い手の育成支援として、農業次世代人材投資金や機械導入などの支援を行っています。今後、認定農業者※は高齢化により減少傾向にあるため、農業後継者の育成を行う必要があります。</p> <p>④相続などにより農地所有者は複雑化し、遊休農地が増加しています。荒廃化が進むと農地への再生が困難になることから、農地所有者に対し適正な管理を促すことが重要です。また、担い手のいなくなった農地は農地中間管理事業※を活用し集積・集約化を図る必要があります。</p> <p>⑤農業基盤整備には多大な経費が伴うことから国・県の補助事業の活用を図りながら計画的に進める必要があります。</p> <p>⑥農地と周辺景観に配慮し、減農薬・減化学肥料栽培などの環境保全型農業※に取り組む農業者組織を支援しています。</p>	<p>第5章 活力ある産業を育むまち</p> <p>第1節 農業</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町の農業は、農業従事者の高齢化、海外からの農作物の輸入増加などの問題を抱え、経営は厳しい状況におかれています。農業振興の重要な役割を担う認定農業者※の負担も増加傾向にあり、新規就農支援や国・県補助金を活用した機械導入などによるスマート農業※への支援を行っていく必要があります。</p> <p>②現在の芦屋町の農業を持続可能なものとしていくため、認定農業者などへの集積・農地の集約化を図る必要があります。また、後継者不足や相続問題などにより、遊休農地や荒廃農地の拡大が懸念されています。荒廃化が進むと農地への再生が困難になることから、農地所有者に対し適正な管理を促すことが重要です。</p> <p>③農地への負荷を軽減するため、減農薬・減化学肥料栽培の促進が求められています。このため、緑肥を使用する栽培などの環境保全型農業※に取り組む農業者組織を支援する必要があります。</p> <p>④農業基盤の整備に係る経費は、物価や人件費の高騰などにより、上昇し続けています。このため、国・県の補助事業を活用するとともに、関係機関と連携して農地や農道、農業用水路の整備を進める必要があります。また、施設の長寿命化やライフサイクルコスト※の縮減にも取り組むことが重要です。</p> <p>⑤芦屋町では水稻や青ネギ、キャベツ、ほうれんそう、赤しそなどが生産されており、直売所への出荷や学校給食への供給などを通じて地産地消が進んでいます。また、田屋ねぎや赤しそはブランド化されています。情報発信などによる認知度の向上に努め、芦屋産品の魅力を高めていく必要があります。</p>

旧（前期基本計画）			新（後期基本計画）		
【基本方向】			【基本方向】		
<p>農業経営の安定化や担い手の育成のため、「人・農地プラン※」の実質化を推進し、農地の集約化や有効利用などを図ります。また、農道や農業用水路などの農業基盤の整備を計画的に進めます。</p>			<p>農業経営の安定化や担い手の育成のため、「地域計画※」を推進し、認定農業者への農地の集約化や有休農地の解消などを図ります。また、農業基盤の整備やスマート農業を推進します。</p>		
【主要施策】			【主要施策】		
<p>（1）担い手の育成支援</p> <p>①地域農業における中心経営体※や将来ビジョンを明確にする「人・農地プラン※」の実質化を推進し、地域農業経営の安定化を図ります。</p> <p>②農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、農地の適正管理・指導を徹底することで、担い手への利用集積を図ります。</p>			<p>（1）農業経営の安定化</p> <p>①生産性の向上や農作業の効率化を図るため、機械導入支援などを通じてスマート農業を促進します。【①】</p> <p>②農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、認定農業者などへの農地の集積を図ります。【②】</p> <p>③芦屋産農産物の認知度向上や農業の魅力を高めるため、情報発信に取り組みます。【⑤】</p>		
<p>（2）農地の有効利用と農業基盤整備</p> <p>①農業用水路、ため池など農業基盤の計画的な整備に取り組みます。</p> <p>②農地中間管理事業を活用し、遊休農地の有効利用の促進を図ります。</p> <p>③農地と周辺景観の環境に配慮した農村づくりを行います。</p>			<p>（2）農業基盤の整備</p> <p>①農地中間管理事業を活用し、遊休農地の有効利用を促進するとともに、農地の集約化を図ります。【②】</p> <p>②環境保全型農業に取り組む農業者組織を支援します。【③】</p> <p>③農地や農道、農業用水路の農業基盤の整備を進めます。【④】</p>		
【数値目標】			【数値目標】		
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	
		基準年度	数値	基準年度	数値
1	認定農業者※数	令和元年度	13人	令和7年度	14人
2	遊休農地面積	令和元年度	9.1ha	令和12年度	3.7ha

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第2節 水産業</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町の漁業者は高齢化や後継者不足、水産資源の減少や燃油の高騰などを背景とした経営悪化などの問題を抱え、厳しい状況にあります。漁業協同組合などの関係団体と連携を図り、担い手の確保や水産資源の持続的利用に向けた取り組みを支援する必要があります。</p> <p>②芦屋町の漁業基地は芦屋港と柏原漁港の2箇所があり、双方とも小型漁船による沿岸漁業が主で、沖ノ島・白島付近を主な漁場としています。漁業協同組合では水産物を獲るだけでなく、育てる漁業にも取り組んでいます。</p> <p>③漁業経営の所得向上をめざし、鰯（さわら）の高鮮度処理※による付加価値向上や加工品の開発などの取り組みが行われています。</p> <p>④漁港基盤整備には多大な経費がかかることから、既存施設の長寿命化※やライフサイクルコスト※の縮減化を図ることが重要です。</p> <p>⑤水産物の供給基盤として、柏原漁港の基盤整備をはじめ「水産物供給基盤機能保全事業（機能保全計画）」に基づき、計画的に整備を進める必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>漁業経営の安定化のため、新たな商品開発や漁場整備を進めるとともに、活力ある漁業を推進するため、漁港基盤などの整備に計画的に取り組みます。</p>	<p>第2節 水産業</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町の水産業は高齢化や担い手不足、水産資源の減少や燃油の高騰などを背景とした経営悪化などの問題を抱え、厳しい状況にされています。遠賀漁業協同組合などの関係団体との連携を図り、担い手や水産資源の確保に向けた取り組みを支援する必要があります。</p> <p>②芦屋港及び柏原漁港では、主に小型漁船による沿岸漁業が行われており、沖ノ島・白島付近を主な漁場としています。遠賀漁業協同組合では水産物を獲るだけでなく、育てる漁業にも取り組んでおり、事業の継続に向けた支援が求められています。</p> <p>③漁業経営の安定化をめざし、「浜の活力再生プラン※」に基づき、水産物の消費拡大や水産資源の確保などに取り組む必要があります。</p> <p>④水産物の安定供給に向けて、「柏原漁港機能保全計画」に基づき、柏原漁港の基盤整備を計画的に進めています。今後も、この計画に沿った整備を推進するとともに、既存施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減にも取り組むことが重要です。</p> <p>⑤藻場の減少は水産資源に深刻な影響を与えるとともに、地球温暖化の要因となります。芦屋町においても、海藻類を食べつくすムラサキウニの増加などにより、藻場が減少していることから、ブルーカーボン事業※でもある藻場の再生に取り組む必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>漁業経営の安定化のため、「浜の活力再生プラン」を推進します。また、水産物の安定供給のため、漁業基盤の計画的な整備に取り組みます。</p>

旧（前期基本計画）		新（後期基本計画）		
【主要施策】		【主要施策】		
(1) 漁業経営の安定化 ①新たな商品開発や販路拡大、地産地消などの取り組みにより、漁業経営の安定化を図ります。 ②優良な漁場を確保するため、藻場の適正な維持管理を行い、育てる漁業を支援します。		(1) 漁業経営の安定化 ①漁業経営の安定化のため、遠賀漁業協同組合などと連携し、担い手や水産資源の確保、地産地消に向けた取り組みを支援します。【①, ③】 ②漁獲量の増加と水産物の品質安定化のため、養殖事業などの育てる漁業を支援します。【②】		
(2) 漁港基盤の整備 ①「水産物供給基盤機能保全事業（機能保全計画）」に基づき、漁港基盤の整備に計画的に取り組みます。 ②柏原漁港西方の荒波対策について、関係機関と協議をしながら検討を進めます。		(2) 漁業基盤の整備 ①「水産物供給基盤機能保全事業（機能保全計画）」に基づき、漁港の基盤整備を進めます。【④】 ②関係機関と連携し、柏原漁港西方の荒波対策に取り組みます。【④】 ③遠賀漁業協同組合などと連携し、藻場の再生に取り組みます。【⑤】		
【数値目標】		【数値目標】		
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	磯漁の1人あたりの漁獲量	令和元年度	602kg	630kg (5年平均)
2	機能保全計画における施設整備の進捗率	令和元年度	50.0%	100.0%

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第3節 商工業</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①商工業は地域経済の担い手であるだけでなく、住民の生活利便の機能や地域コミュニティの核としての役割を果たし、地域の発展には欠かせません。芦屋町では近隣市町への大型店舗進出による売上げ不振や後継者不足など商工業の経営は厳しい状況にあります。</p> <p>②芦屋町では商工会などと連携して、商業者への支援や地域振興券の発行、企業誘致などにより商工業の振興に取り組んでいます。</p> <p>③官民一体となったワンストップの創業支援体制を整備するため、遠賀郡内4町と各商工会、金融機関とともに設置したおんが創業支援協議会において、起業・創業促進に取り組んでいます。</p> <p>④平成26（2014）年より商工会で芦屋の地域産品を活用した特産品開発事業に取り組んでいます。商工会をはじめ、関係機関と連携し、芦屋町の特産品などの商品価値を高める取り組みを推進し、地域産業の活性化を図る必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>商工会との連携をはじめ、各種制度による事業者支援を行うとともに、地域産品を活用した特産品開発などにより、商工業の活性化を促進し、地域経済の活性化に取り組みます。</p>	<p>第3節 商工業</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①商工業は地域経済の担い手であるだけでなく、住民の生活利便の向上や地域経済の循環といった役割を果たし、地域の発展には欠かせません。しかし、近隣市町への大型店舗進出による売上げ不振や担い手不足、物価や人件費の高騰など、芦屋町における商工業の経営は厳しい状況にあります。</p> <p>②芦屋町では商工会などと連携して、制度融資※や信用保証料補助金※、地域振興券の発行などを活用した商業者への支援、企業誘致※などによる商工業の振興に取り組んでいます。</p> <p>③売上げ不振や担い手が不足している現状を踏まえ、官民一体となったワンストップの創業支援体制を整備するため、遠賀郡内4町と各商工会、金融機関とともに設置したおんが創業支援協議会において、起業・創業促進に取り組む必要があります。</p> <p>④芦屋町では商工会などと連携し、ブランド認定制度などによる芦屋産品の高附加值化に取り組んでいます。引き続き、芦屋産品の魅力を発信し、知名度の向上を図ることで、地域産業の活性化を促進する必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>商工会との連携をはじめ、各種制度による事業者支援を行うとともに、芦屋産品を対象としたブランド認定制度などを通じて、商工業の活性化を促進し、地域経済の活性化に取り組みます。</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）			
【主要施策】				【主要施策】			
<p>（1）商工業の振興</p> <p>①商工会との連携や地域振興券発行などにより、商工業の活性化に取り組みます。</p> <p>②創業等促進支援事業補助金や空き店舗活用事業補助金などを活用した、中心市街地の活性化や空き店舗対策、起業の促進、企業誘致に取り組みます。</p> <p>③官民一体となったおんが創業支援協議会を有効活用し、遠賀郡各町と連携した起業の促進に取り組みます</p> <p>④芦屋の地域産品を活用した特産品開発やメニュー開発、農商工等連携事業※などを推進するとともに、開発された特産品などをブランド認定するブランド認定制度を活用し、地域産業の活性化を図ります。</p>				<p>（1）商工業の振興</p> <p>①商工会と連携し、制度融資や信用保証料補助金、地域振興券の発行支援などを通じて、商工業の活性化に取り組みます。【①, ②】</p> <p>②創業促進支援事業補助金※や空き店舗等活用事業補助金※、「芦屋町企業誘致条例」などを活用し、空き店舗対策や起業の促進、企業誘致に取り組みます。【①, ②】</p> <p>③官民一体となったおんが創業支援協議会を有効活用し、遠賀郡各町と連携した起業の促進に取り組みます。【①, ③】</p> <p>④地域産業の活性化のため、芦屋産品をブランド認定制度によりブランド化し、芦屋産品の高付加価値化や認知度の向上、販路拡大に取り組みます。【①, ④】</p>			
【数値目標】				【数値目標】			
1	<p>主要施策</p> <p>（1）商工業の振興</p>	現状値		目標値 (令和7年度)		現状値	
		基準年度	数値	基準年度	数値	目標値 (令和12年度)	数値
		令和元年度	1件	3件 (5年平均)	67 件	169 件	4
		令和元年度	0件	2件 (5年平均)	99.6%	99.7%	4
		令和元年度	0件	5件 (5年平均)	39 品	51 品	4

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第4節 観光</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町は響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源を有しています。これら豊富な資源を活かしていくため、「芦屋町観光基本構想」を策定し、これに基づく施策展開を進めています。</p> <p>②地域経済の活性化を図るため、芦屋町の美しい自然を利用した観光公園やその周辺の整備や維持管理に努める必要があります。</p> <p>③「芦屋海浜公園」については、健康遊具の設置や大型コンビネーション遊具の整備をはじめ、四季折々の花が楽しめる植栽化などを行ってきました。今後は変化する利用者ニーズに対応した公園の整備などに取り組む必要があります。</p> <p>④「芦屋海浜公園レジャープールアクアシアン」は、海水浴場と往来のできるプールとして近隣にない優位性を活かし、毎年多くの来場者を迎えていて、施設や設備の老朽化が進行しています。</p> <p>⑤「夏井ヶ浜はまゆう公園」がN P O法人地域活性化支援センターの主催する「恋人の聖地」に認定され、福岡県では、福岡タワー・門司港レトロに続く3番目の恋人の聖地となりました。</p> <p>今後は「恋人の聖地プロジェクト※」の効果的な活用などソフト面の取り組みに努めつつ、美しい自然を活かした観光資源の整備を進めることが重要です。</p> <p>⑥「魚見公園」や「城山公園」については、維持管理に留まっており、整備について検討していく必要があります。</p>	<p>第4節 観光</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町は、響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源を有しています。これら豊富な資源を生かしていくためには、「芦屋町観光基本構想」に基づく施策を展開する必要があります。</p> <p>②健康遊具や大型遊具を整備した芦屋海浜公園や、近隣にない海水浴場と往来ができる芦屋海浜公園レジャープールアクアシアンには、毎年多くの来場者が訪れます。今後も、老朽化や変化する利用者ニーズに対応した施設整備に取り組む必要があります。</p> <p>③観光公園※として、恋人の聖地※に認定された夏井ヶ浜はまゆう公園をはじめ、魚見公園や城山公園があります。魚見公園は、園路や展望台を更新し、芦屋町の新たな訪問先となるよう整備を行っています。城山公園については、維持管理に留まっており、今後の整備方針について検討していく必要があります。</p> <p>④観光客誘致の拠点の一つである国民宿舎マリンテラスあしやは、計画的な施設の改修や指定管理者制度※による効率的な施設運営により、稼働率や利用者、観光消費額は増加傾向にあります。施設の計画的な改修を行いつつ、引き続き効率的な施設運営を図る必要があります。</p> <p>⑤大正時代から続くあしや花火大会や、福岡県内で唯一の砂の彫刻展であるあしや砂像展、芦屋基地航空祭などさまざまなイベントが開催され、その度に多くの方が来町されています。しかし、来訪者の町内周遊や滞在時間の増加に伴う観光消費額の増加にはつながっていない状況です。</p> <p>⑥芦屋町の観光スポットや魅力的なイベントについて、S N Sなどを活用した情報発信の強化を進めてきました。今後も、さらなる情報発信の強化を図り、来町者の増加を図る必要があります。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>⑦「国民宿舎マリンテラスあしや」は、観光拠点としてこれまで計画的に施設の改修を進めてきましたが、社会情勢の変化に伴い近年稼働率や利用者は減少傾向にあります。</p> <p>⑧近年外国人観光客が増加しており、外国人観光客の集客に向けた取り組みが重要です。</p> <p>⑨芦屋町ではさまざまなイベントが開催されています。中でも大正時代から続く「あしや花火大会」や、福岡県内で唯一の砂の彫刻展である「あしや砂像展」は、オンラインのイベントとして開催しています。このほか芦屋基地航空祭には数万人の来場があるなど、地域イベントから観光イベントまでさまざまなイベントが開催され、その度に多くの方が来町されています。しかしイベントで来町した人々が町内を巡る仕掛けや、滞留時間を長くする取り組みにはいたっていません。</p> <p>⑩着地型観光※の推進を広域連携により取り組んでいます。今後も新たな魅力の発掘とともに、他市町との連携による交流人口※増の戦略が重要です。</p> <p>⑪芦屋町では魅力的なイベントが多いものの、情報発信が十分にできていないため、SNSなどを活用した情報発信を体系的に行なうことが課題となっています。</p> <p>⑫芦屋港は、取扱貨物量の福岡県内シェアが0.07%と物流港として十分に活用されていません。また、海を活かした観光まちづくりを推進する芦屋町にとって、芦屋港の活用は観光拠点の効果が期待できます。このため、芦屋港の周辺機能と一体的な空間を形成し、海の玄関口として拠点化することが重要です。</p> <p>⑬芦屋港は、国土交通省より、「釣り文化振興促進モデル港※」に指定されています。今後は海釣施設の整備に向けて、漁業従事者との共存共栄をはかるために釣り客のマナー向上など、関係者と連携した取り組みを進めていく必要があります。</p>	<p>⑦全国的にみると、外国人観光客が増加傾向にありますが、外国人観光客のニーズは、これまでの受動型観光（見る観光）から体験型観光（体験する観光）に推移しています。このため、ニーズを踏まえた誘因施策や環境整備の検討が必要です。</p> <p>⑧芦屋町は、福岡県のサイクリングルート・モデルコースである「北九州・芦屋ルート」や「宗像・直方ルート」に位置しており、県内自治体との広域連携によるサイクルツーリズム※をはじめとした着地型観光※の創出に取り組んでいます。今後も新たな魅力の発掘とともに、他自治体との連携による広域での来町者増を図る必要があります。</p> <p>⑨芦屋港レジャー港化において、全天候型施設として検討を進めていた砂像屋内展示施設の整備を取りやめたことに伴い、改めて導入機能を検討する必要があります。あわせて、先行して整備を行なっている芦屋港ポートパークの開業にあたり、マリンレジャーの拠点としてのぎわいづくりの創出が課題となります。</p> <p>⑩芦屋港及び周辺エリアには、多様な施設が存在するため、各施設が一体となってエリア全体の価値を高めていく体制づくりが課題となっています。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>⑯芦屋町では、福岡県が推進する「サイクル＆トレイル福岡※」のルートの基点となっており、広域的な観光拠点としての取り組みを進めていく必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>芦屋町の持つ豊富な資源を有効に活用するとともに、観光協会をはじめとした関係団体・機関との連携や芦屋港のレジャー港化に向けた整備推進などにより、交流人口※や関係人口※の増加に取り組み、地域経済の活性化を図ります。</p> <p>【主要施策】</p> <p>（1）観光資源の整備と活用</p> <p>①「海浜公園」や「夏井ヶ浜はまゆう公園」などの美しい自然を活かした観光資源の整備に取り組みます。</p> <p>②「芦屋海浜公園施設長寿命化計画」に基づき、海浜公園やレジャーポールの計画的な改修を行います。</p> <p>③「国民宿舎マリンテラスあしや長寿命化計画」に基づき、観光拠点である国民宿舎マリンテラスあしやの計画的な改修を行うとともに、稼働率の向上や利用者の増加に取り組みます。</p> <p>④外国人観光客が町内を周遊しやすいように、案内看板やパンフレットに外国語表記を追記するなど、インバウンド※対策を推進します。</p>	<p>芦屋町の持つ豊富な資源を有効に活用するとともに、観光協会をはじめとした関係団体・機関との連携や芦屋港のレジャー港化に向けた整備推進を通じて、交流人口※の増加に取り組み、地域経済の活性化を図ります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>芦屋町の持つ豊富な資源を有効に活用するとともに、観光協会をはじめとした関係団体・機関との連携や芦屋港のレジャー港化に向けた整備推進を通じて、交流人口※の増加に取り組み、地域経済の活性化を図ります。</p> <p>【主要施策】</p> <p>（1）観光資源の整備と活用</p> <p>①「芦屋海浜公園施設長寿命化計画」に基づき、海浜公園やレジャーポールの改修を行います。【②】</p> <p>②美しい自然を有する「魚見公園」や「城山公園」などの効果的な活用方法を検討し、必要な整備を進めます。【③】</p> <p>③「国民宿舎マリンテラスあしや長寿命化計画」に基づき、改修を行うとともに、指定管理者制度による民間の知見を取り入れた運用を継続することで、利用者サービスや客室稼働率の向上に努めます。【④】</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>（2）地域資源を生かした観光の推進</p> <p>①「芦屋町観光基本構想」に基づき、住民や観光協会をはじめとした関係団体・事業者などとの連携・協働による観光を推進するとともに、地域おこし協力隊※や外部人材の活用により、観光振興に係る人材の育成に努めます。</p> <p>②あしや花火大会やあしや砂像展では、実行委員会組織による住民参加型の運営を継続するとともに、来町者へのおもてなしの向上や町内周遊性の確保による滞留時間の延長を図ります。</p> <p>③広域連携による着地型観光※の実施や観光ルート化を推進するとともに、積極的な町のプロモーション活動の展開により、交流人口※の増加を図ります。</p>	<p>（2）地域資源を生かした観光の推進</p> <p>①「芦屋町観光基本構想」に基づき、住民や行政、観光協会をはじめとした関係団体・事業者などと連携し、芦屋町の豊富な観光資源を生かした観光を推進します。【①】</p> <p>②あしや花火大会やあしや砂像展の開催支援を継続するとともに、町内の観光消費額の増加を図るため、来場者の町内周遊の促進や町内での滞在時間の確保を図ります。【⑤】</p> <p>③交流人口の増加を図るため、SNSなどを活用した芦屋町の観光スポットや魅力的なイベントのプロモーション活動を行います。【⑥】</p> <p>④観光客の増加を図るため、観光協会や近隣自治体との連携により、サイクルツーリズムなどの着地型観光の創出に取り組むとともに、外国人観光客のニーズに合わせたインバウンド※対策を推進します。【⑦, ⑧】</p>
<p>（3）芦屋港の活性化の推進</p> <p>①「芦屋港活性化基本計画」に基づき、観光レジャーの拠点として、海浜公園との一体的な空間形成を図り、芦屋港のレジャー港化を計画的に推進します。</p>	<p>（3）芦屋港の活性化の推進</p> <p>①「芦屋港活性化基本計画」に基づき、芦屋港へ観光レジャーの機能を導入するとともに、海浜公園との一体的な空間形成や民間活力の積極的な活用に取り組みます。【⑨, ⑩】</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）							
【数値目標】				【数値目標】							
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)		主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)	
		基準年度	数値	基準年度	数値			基準年度	数値	基準年度	数値
1	【コミュニティ活動状況調査】 「観光の振興」に関する満足度の構成比	令和元年度	56.9%	60.9%		(1) マリンテラスあしや客室稼働率	マリンテラスあしや客室稼働率	令和6年度	70.3%	71.0%	
	マリンテラスあしや客室稼働率	令和元年度	52.7%	66.7%			観光入込客数	令和6年度	587,604人	769,000人	
	プロモーションの件数	令和元年度	6件	10件 (5年平均)			芦屋港における年間来場者数	令和6年度	—	150,000人	
2	観光入込客数	令和元年度	609,000人	769,000人							
	芦屋港における年間来訪者数	令和元年度	0人	150,000人							

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第6章 環境にやさしく、快適なまち</p> <p>第1節 生活環境</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町には、豊かな自然が多く残されています。良好な自然環境保全のためには、住民、事業所、行政などそれぞれの取り組みの積み重ねが重要です。</p> <p>②温室効果ガス排出量については、「芦屋町地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設における温室効果ガス排出抑制に取り組んでいます。</p> <p>③環境美化活動として、美化巡視員による不法投棄防止のための町内巡視や、地域、河川、海岸の一斉清掃やボランティア団体などの清掃活動に対して支援を行っています。今後も環境美化活動の支援充実や啓発を図っていくことが重要です。</p> <p>④航空機騒音、不法係留船、遠賀川などから流出するごみの問題の解決に向け、関係機関への要望や協議を引き続きしていく必要があります。</p> <p>⑤ごみの減量化・資源化などに取り組んできましたが、今後も資源物集団回収奨励金やコンポスト容器※購入助成などによる取り組みを推進するとともに、周知や啓発を行っていく必要があります。</p>	<p>第6章 環境にやさしく、快適なまち</p> <p>第1節 生活環境</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町には、豊かな自然が多く残されています。良好な自然環境保全のためにには、地域の実情に即した身近な環境保全に関する取り組みが求められています。このため、住民と事業者、行政が連携・協力して、「芦屋町環境基本計画」に基づき、環境課題に取り組む必要があります。</p> <p>②2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の達成に向けて、地域における脱炭素社会づくりが課題となっています。北九州市と芦屋町を含む近隣17市町で構成する、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」は脱炭素先行地域※に選定されており、積極的に脱炭素を進める必要があります。</p> <p>③環境美化活動として、美化巡視員による不法投棄防止のための町内巡視を実施しています。また、地域・河川・海岸の一斉清掃やボランティア団体などによる清掃活動に対して支援を行っています。今後も環境美化活動の支援充実や環境マナー向上に向けた啓発を図っていくことが重要です。</p> <p>④航空機騒音や不法係留船、遠賀川などから流出するごみの問題など、国や福岡県とともに解決すべき環境課題もあります。これらの解決に向け、引き続き関係機関への要望や協議を行う必要があります。</p> <p>⑤ごみの分別や減量、再資源化の啓発や資源物の集団回収を実施する団体に対して奨励金を交付するなど、地域と一体となって取り組みを進めており、芦屋町のごみ排出量は減少傾向にあります。今後も、持続可能な循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化を進める必要があります。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>【基本方向】</p> <p>環境保全のための啓発や活動への支援、地域や河川、海岸などの環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成のため、ごみの資源化や減量化、省資源・省エネルギー化などに取り組みます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 環境の保全と美化</p> <p>①「芦屋町地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス削減に取り組みます。</p> <p>②環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃に取り組みます。</p> <p>③遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかけます。</p> <p>④快適な住環境を確保するため、航空機騒音対策について、芦屋町基地対策協議会を通じて、関係機関に働きかけます。</p>	<p>⑥芦屋町は、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」をひとつの健康と捉える「ワンヘルス」を推進することを令和7年1月に宣言しました。住民へワンヘルスの周知や理解の促進を図るとともに、ワンヘルスの理念に基づき町の事業を進める必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>環境保全のための啓発や活動への支援、地域や河川、海岸などの環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成のため、ごみの資源化や減量化、省資源・省エネルギー化などに取り組みます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 環境の保全と美化</p> <p>①「芦屋町環境基本計画」に基づき、脱炭素社会づくりを推進するため、温室効果ガス削減をはじめとした環境問題に取り組みます。【①, ②】</p> <p>②環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃に取り組みます。【③】</p> <p>③遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかけます。【④】</p> <p>④快適な住環境を確保するため、航空機騒音対策について、芦屋町基地対策協議会を通じて関係機関に働きかけます。【④】</p> <p>⑤ワンヘルスの周知・啓発に取り組むとともに、その理念に基づいた事業を推進します。【⑥】</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）																																					
<p>（2）循環型社会の推進</p> <p>①ごみ減量化・資源化などを一層推進するため、生ごみ処理容器等購入補助金や資源物回収活動奨励金の活用を図るとともに、資源物拠点回収、エコバッグの携帯などの取り組みを推進します。</p> <p>②ごみの減量化・資源化などに関する住民啓発に取り組みます。</p>				<p>（2）循環型社会の推進</p> <p>①ごみの分別や減量、再資源化を推進するため、生ごみ処理容器等購入補助金や資源物回収活動奨励金の活用を図るとともに、資源物拠点回収などに取り組みます。【⑤】</p> <p>②循環型社会の形成に向けて、住民啓発に取り組みます。【⑤】</p>																																					
<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和7年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>公共施設温室効果ガス排出量 (年間)</td> <td>令和元年度</td> <td>2,012,729kg</td> <td>1,861,774kg</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>住民1人あたりのごみ排出量 (1日)</td> <td>令和元年度</td> <td>784g</td> <td>655g</td> </tr> </tbody> </table>				主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	基準年度	数値	1	公共施設温室効果ガス排出量 (年間)	令和元年度	2,012,729kg	1,861,774kg	2	住民1人あたりのごみ排出量 (1日)	令和元年度	784g	655g	<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和12年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>公共施設温室効果ガス 排出量（年間）</td> <td>令和6年度</td> <td>1,718,010kg</td> <td>1,394,415kg</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>住民1人あたりのごみ 排出量（1日）</td> <td>令和6年度</td> <td>719g</td> <td>697g</td> </tr> </tbody> </table>				主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)	基準年度	数値	(1)	公共施設温室効果ガス 排出量（年間）	令和6年度	1,718,010kg	1,394,415kg	(2)	住民1人あたりのごみ 排出量（1日）	令和6年度	719g	697g
主要施策	指標	現状値				目標値 (令和7年度)																																			
		基準年度	数値																																						
1	公共施設温室効果ガス排出量 (年間)	令和元年度	2,012,729kg	1,861,774kg																																					
2	住民1人あたりのごみ排出量 (1日)	令和元年度	784g	655g																																					
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)																																					
		基準年度	数値																																						
(1)	公共施設温室効果ガス 排出量（年間）	令和6年度	1,718,010kg	1,394,415kg																																					
(2)	住民1人あたりのごみ 排出量（1日）	令和6年度	719g	697g																																					

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第2節 公園・緑地</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①住民が日常的に憩い、活動し、交流する公園の整備は必要です。これまで中央公園のリニューアルを平成29（2017）年度に完了するなど公園施設の維持・管理を進めてきましたが、供用開始から数十年を経過した公園も多くなり、遊具などが老朽化しています。</p> <p>②近年、松くい虫による保安林の被害は減少傾向にありますが、依然として松枯れが発生しており、今後も保安林の機能維持に取り組んでいく必要があります。</p> <p>③福岡県が主体となって里浜づくり事業※が実施されており、植樹後の松林の維持管理について、福岡県と協議を進めながら取り組んでいく必要があります。</p> <p>④緑化活動の推進については、花ボランティア事業、花苗配布などを実施し、住民の緑化意識の向上に努めています。</p> <p>【基本方向】</p> <p>松などの緑地の保全や育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、住民に身近な公園の整備に取り組みます。</p>	<p>第2節 公園・緑地</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①住民が日常的に憩い、活動し、交流する公園の整備が求められていますが、供用開始から数十年を経過した公園も多くなり、遊具などが老朽化し、樹木が繁茂している状況です。また、少子高齢化などに伴い、地域での公園利用が減少しているため、公園の整備にあたっては、点検結果や地域の意見を取り入れ、公園ごとのニーズに合った整備を推進する必要があります。</p> <p>②近年、松くい虫による保安林の被害は減少傾向にありますが、依然として松枯れは発生しています。関係機関と連携して、松くい虫防除事業や松の植樹など、森林の適切な維持管理を進める必要があります。</p> <p>③飛砂対策として、福岡県が主体の里浜づくり事業※により松林の造成などが行われています。地域の恒久的な財産として長期的に保全・活用していくため、引き続き福岡県と協議しながら取り組む必要があります。</p> <p>④芦屋町では、住民ボランティア（花ボランティア）による街路花壇への植栽や草取りを行うことにより、魅力ある街路景観づくりを進めています。こうした緑化活動を推進するためには、花苗配布などによる住民の緑化意識の高揚を図る取り組みを続けていく必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>松などの緑地の保全や育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、住民に身近な公園の整備に取り組みます。</p>

旧（前期基本計画）		新（後期基本計画）		
【主要施策】		【主要施策】		
(1) 身近な公園の充実 ①住民との協働により、安全で安心な街区公園※などの整備を計画的に実施します。		(1) 身近な公園の充実 ①住民との協働により、安全・安心かつニーズに合った街区公園※などの整備を進めます。【①】		
(2) 緑地の保全と育成 ①保安林などの松の保全に取り組みます。 ②福岡県との役割分担により、里浜づくり事業※による松の生育保全を行います。 ③街並みの美しさを創り出すため、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、緑地の適正管理に取り組みます。		(2) 緑地の保全と育成 ①保安林などの松の保全に取り組みます。【②】 ②福岡県との役割分担により、里浜づくり事業による松の生育保全を行います。【③】 ③魅力ある街路景観づくりを推進するため、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、緑地の適正管理に取り組みます。【④】		
【数値目標】		【数値目標】		
主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「公園や緑地」に関する満足度の構成比	令和元年度	76.17%	79.2%
2	花ボランティア活動への 参加者数	平成27～令和元年度までの 5年間の平均	83人	92人 (5年平均)
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)
		基準年度	数値	
(1)	【コミュニティ活動状況調査】 「公園や緑地」に関する満足度の構成比	令和6年度	79.3%	79.3%
(2)	花ボランティア活動への 参加者数	令和6年度	29人	30人

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第3節 土地利用・住宅</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町の行政面積のうち、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の3分の1を占めていることから、実質の行政面積は限られたものとなっており、町土の有効利用は重要な課題となっています。</p> <p>②平成29（2019）年度に改訂した「芦屋町都市計画マスタープラン」に基づき、都市をとりまく状況変化に即応し、都市づくりや土地利用に取り組んでいく必要があります。</p> <p>③活用予定のない町有地については、順次積極的な売却を進めていく必要があります。</p> <p>④旧芦屋中央病院移転後の跡地の活用方法について、民間活力の活用を含めた検討を進める必要があります。</p> <p>⑤「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した町営住宅の改修や町営住宅の効率的な維持・改修を計画的に進めていくとともに、老朽化している住棟については、安全面の観点からも入居者の移転を促進していく必要があります。</p> <p>⑥空家対策として、芦屋町老朽危険家屋等解体補助金や中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度、芦屋町空家・空地バンク※を活用した空家戸数の削減に取り組んでいます。毎年、さまざまな理由で空家が発生しており、その実態の把握と、空家削減のための仕組みづくりの必要があります。</p> <p>⑦移住・定住化の取り組みを推進してきているものの、十分な周知が図られていません。限られた土地の中で有効な定住促進を図るための取り組みや情報発信の必要があります。</p> <p>⑧芦屋町の地域特性や魅力を活かした移住・定住施策について、福岡県内外の関係機関と連携し積極的に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>第3節 土地利用・住宅</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町の行政面積のうち、航空自衛隊芦屋基地と一級河川遠賀川が町域の3分の1を占めています。実質の行政面積は限られており、町土の有効利用は重要な課題となっています。効果的かつ効率的な都市づくりの推進のため、「芦屋町都市計画マスタープラン」に基づき、芦屋町をとりまく状況変化に対応し、土地利用や環境形成などに取り組む必要があります。</p> <p>②人口減少など急速に変化する社会情勢を踏まえ、コンパクトで持続可能なまちづくりを実現するため、立地適正化計画※の策定が求められています。</p> <p>③活用予定のない町有地については、順次積極的な売却を進めていく必要があります。また、芦屋中央病院跡地については、サウンディング調査※を実施するなど検討を進めてきましたが、有効な活用方法が見いだせていません。隣接する芦屋港レジャー港化の進捗状況を踏まえ、引き続き民間活力の活用を含めた検討を進める必要があります。</p> <p>④芦屋町の町営住宅は耐用年数を迎えるものが多くあります。このため、老朽化した町営住宅の建替えに向けて、場所の選定や必要な戸数などの調査を行い、地域に見合った住宅ストック※を形成する必要があります。引き続き、単身世帯の増加など社会の変化を的確に捉えるとともに、入居者にとって生活しやすい住環境整備が必要です。</p> <p>⑤限られた町土の有効利用には、空家・空地の利用を促進する必要があります。引き続き、芦屋町空家・空地バンク※を活用した空家戸数の削減に取り組むとともに、中古住宅解体後の新築住宅建築補助金※などによる住宅整備を推進する必要があります。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>【基本方向】</p> <p>旧芦屋中央病院跡地などの町有地の有効利用をはじめ、町営住宅の管理戸数の適正化、空家などの対策を進めるとともに、芦屋町の特性を活かした定住施策に積極的に取り組みます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 地域特性を生かした土地利用</p> <p>①「芦屋町都市計画マスタープラン」に基づき、持続可能な都市づくりや地域特性を活かした土地利用を行います。</p> <p>②活用予定のない町有地については、民間などに売却し有効利用を図ります。</p> <p>③旧芦屋中央病院移転後の跡地利用について、検討を進めます。</p> <p>(2) 良好的な住宅の形成</p> <p>①「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、管理戸数の適正化と町営住宅などの長寿命化※に取り組みます。</p>	<p>⑥テレワーク※の普及による働き方の変化やライフスタイルの多様化などにより地方移住への関心が高まっています。引き続き、地域特性や魅力を生かした移住・定住施策や関係機関と連携した積極的な情報発信に取り組む必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>芦屋中央病院跡地などの町有地の有効利用をはじめ、町営住宅の管理戸数の適正化、空家などの活用を進めるとともに、芦屋町の特性を生かした移住・定住施策に取り組みます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 地域特性を生かした土地利用</p> <p>①「芦屋町都市計画マスタープラン」に基づき、持続可能な都市づくりを推進するため、地域特性を生かした土地利用を行います。【①】</p> <p>②「芦屋町立地適正化計画」を策定し、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進します。【②】</p> <p>③活用予定のない町有地については、民間などに売却し有効利用を図ります。【③】</p> <p>④芦屋中央病院跡地の利活用について、検討を進めます。【④】</p> <p>(2) 良好的な住宅の形成</p> <p>①「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、管理戸数の適正化や長寿命化を図るとともに、老朽化した町営住宅の建替えに向けた検討を進めます。【④】</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）																										
<p>②「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家の現状把握や各種補助制度を活用した除却、空家バンクによる有効活用などにより、空家の適正管理に取り組みます。</p> <p>（3）移住・定住施策の推進</p> <p>①芦屋町独自の各種助成制度を活用し、子育て世帯などを中心とした移住・定住促進に取り組みます。</p> <p>②福岡県内外の関係機関と連携し、芦屋町の地域特性や魅力を活かした移住・定住促進に取り組みます。</p>				<p>②芦屋町空家・空地バンクや中古住宅解体後の新築住宅建築補助金※などの各種補助制度を通じて、空家戸数の削減に取り組むとともに、空家の有効利用を促進します。【⑤】</p> <p>（3）移住・定住施策の推進</p> <p>①芦屋町独自の定住促進奨励金※などの各種補助制度を通じて、子育て世帯などを中心とした移住・定住施策に取り組みます。【⑥】</p> <p>②福岡県内外の関係機関と連携し、芦屋町の地域特性や魅力を生かした移住・定住施策に取り組みます。【⑥】</p>																										
<p>【数値目標】</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和7年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町有地などの有効活用件数</td> <td>令和元年度</td> <td>0件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>1 老朽危険家屋等解体補助金交付件数</td> <td>令和元年度</td> <td>11件</td> <td>55件 (累計)</td> </tr> <tr> <td>2 空家・空地バンク※新規登録件数</td> <td>令和元年度</td> <td>3件</td> <td>15件 (累計)</td> </tr> <tr> <td>3 定住促進奨励金交付件数 (新規分)</td> <td>令和元年度</td> <td>33件</td> <td>185件 (累計)</td> </tr> </tbody> </table>								主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	基準年度	数値	1 町有地などの有効活用件数	令和元年度	0件	3件	1 老朽危険家屋等解体補助金交付件数	令和元年度	11件	55件 (累計)	2 空家・空地バンク※新規登録件数	令和元年度	3件	15件 (累計)	3 定住促進奨励金交付件数 (新規分)	令和元年度	33件	185件 (累計)
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)																										
		基準年度	数値																											
1 町有地などの有効活用件数	令和元年度	0件	3件																											
1 老朽危険家屋等解体補助金交付件数	令和元年度	11件	55件 (累計)																											
2 空家・空地バンク※新規登録件数	令和元年度	3件	15件 (累計)																											
3 定住促進奨励金交付件数 (新規分)	令和元年度	33件	185件 (累計)																											
<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和12年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 町有地の売却件数</td> <td>令和6年度</td> <td>2件</td> <td>5件（累計）</td> </tr> <tr> <td>(2) 中古住宅解体後の新築住宅建築補助金※交付件数</td> <td>令和6年度</td> <td>1件</td> <td>6件 (令和9年度までの累計)</td> </tr> <tr> <td>(3) 定住促進奨励金※交付件数</td> <td>令和6年度</td> <td>35件</td> <td>86件 (令和9年度までの累計)</td> </tr> </tbody> </table>								主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)	基準年度	数値	(1) 町有地の売却件数	令和6年度	2件	5件（累計）	(2) 中古住宅解体後の新築住宅建築補助金※交付件数	令和6年度	1件	6件 (令和9年度までの累計)	(3) 定住促進奨励金※交付件数	令和6年度	35件	86件 (令和9年度までの累計)				
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)																										
		基準年度	数値																											
(1) 町有地の売却件数	令和6年度	2件	5件（累計）																											
(2) 中古住宅解体後の新築住宅建築補助金※交付件数	令和6年度	1件	6件 (令和9年度までの累計)																											
(3) 定住促進奨励金※交付件数	令和6年度	35件	86件 (令和9年度までの累計)																											

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第4節 道路・交通</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①交通利便性や生活利便性の向上を図るため、「個別施設計画（舗装）」に基づき町が管理する道路の整備を進めています。今後も、路面や道路施設の劣化状況を調査し、計画的な維持管理や道路整備の必要があります。</p> <p>②橋梁については、「個別施設計画（橋梁）」に基づき改修を行っています。今後は予防保全に努め、橋梁を健全な状態で維持管理していく必要があります。</p> <p>③福岡県により、西祇園橋の架け替え工事が進められています。今後は、町の玄関口にふさわしい景観に配慮した橋となるよう、グレードアップ工事について、福岡県と協議する必要があります。</p> <p>④利用者によりわかりやすい道路網を整理する目的で、町道と国・県道の振り替え事業を推進しています。未実施箇所については事業の早期完了に向けて協議を進める必要があります。</p> <p>⑤芦屋タウンバスは、平成17（2005）年3月末の民間事業者によるバス路線廃止以降、住民の交通手段として運行を開始し、現在、平日に67便を運行し利用者も年間延べ約10万人に及んでいます。利用者は増加傾向にありますが、今後も利用者ニーズに対応していくため運行体系の検討や見直しが重要です。</p> <p>⑥北九州市営バスは、利用者が減少傾向にあり、路線や便数の確保が課題となっています。このため、「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」を北九州市交通局と締結しました。</p> <p>⑦芦屋タウンバスや北九州市営バスによるJR各駅までの交通機関のほかに、生活利便性の向上のため芦屋町巡回バスのあり方について、継続して検討していく必要があります。</p> <p>⑧安全なバスの運行や利便性の向上のため、バス車両の更新やバス停の整備を計画的に進めていく必要があります。</p>	<p>第4節 道路・交通</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①道路・橋梁については、「個別施設計画」に基づき、改修や整備、維持管理を行っています。交通利便性の向上を図るためにも、計画的な改修や整備に取り組む必要があります。</p> <p>②利用者によりわかりやすい道路網を整理する目的で、町道と国・県道の振り替え事業を推進しています。未実施箇所については事業の早期完了に向けて福岡県と協議を進める必要があります。</p> <p>③福岡県により、西祇園橋の架け替え工事が進められています。町の玄関口にふさわしい景観に配慮した橋となるよう、グレードアップ工事について、引き続き福岡県と協議する必要があります。</p> <p>④全国的にみると、運転手不足や新型コロナウイルス感染症を契機とした乗客減少など、公共交通を取り巻く状況は深刻です。芦屋町において重要な移動手段であるバスを確保維持し、生活利便性を向上するために、「芦屋町地域公共交通計画」に基づき取り組みを進める必要があります。</p> <p>⑤芦屋タウンバスは、社会の動向を踏まえ交通系ICカード※やバスロケーションシステム※の導入などに取り組んできました。通勤、通学などを行う上で、中核となる公共交通であることから、より安全・快適な運行を行うことで、利用を促進する必要があります。</p> <p>⑥北九州市営バスは、タウンバスと同様に中核となる公共交通ですが、利用者が減少傾向にあります。「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」に基づき、北九州市交通局と協議を行い、バスの路線や便数の確保維持に努める必要があります。</p> <p>⑦巡回バスは、高齢者などにとって必要不可欠な交通手段となっています。引き続き、利用状況や利用者ニーズを把握し、利用者満足度の向上に努める必要があります。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>【基本方向】</p> <p>交通や生活の利便性向上のため、町道や橋梁について計画的に整備を実施し、各施設の長寿命化※に取り組みます。また、公共交通の維持・確保を図るとともに、芦屋町や広域での公共交通のあり方を検討します。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 道路の整備促進</p> <p>①道路施設については、「個別施設計画（舗装）」や各施設の点検結果を踏まえ、計画的な整備を行います。</p> <p>②橋梁については、「個別施設計画（橋梁）」に基づき、定期点検の実施とその結果を踏まえ、予防保全を目的とした改修を実施します。</p> <p>③町道と国道・県道の振り替えを進めます。</p> <p>④西祇園橋のグレードアップについて関係機関と協議を進めます。</p> <p>(2) 公共交通機関の充実</p> <p>①生活利便性の向上のため、「地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通の確保・維持を図るとともに、町の実情に応じた公共交通施策を展開します。</p> <p>②「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」に基づき、芦屋町に乗り入れる北九州市営バスの路線や便数の確保・維持に努めます。</p> <p>③福岡県の地方創生市町村圏域会議における近隣市町村の公共交通の情報を活用し、芦屋町や広域での公共交通のあり方を検討します。</p> <p>④バス停や駐輪場の整備、バス車両の更新などを計画的に進めます。</p>	<p>⑧安全なバスの運行や利便性向上のため、バス車両の更新やバス停の整備を計画的に進める必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>交通や生活の利便性向上のため、町道や橋梁について計画的に整備を実施し、各施設の長寿命化に取り組みます。また、公共交通の確保維持を図るとともに、利用促進や利用者の満足度の向上に努めます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>(1) 道路の整備促進</p> <p>①「芦屋町個別施設計画（舗装・橋梁・道路附属物）」に基づき、舗装や道路施設・橋梁の定期点検を行うとともに、その結果を踏まえた改修や整備を進めます。【①】</p> <p>②町道と国道・県道の振り替えを進めます。【②】</p> <p>③西祇園橋のグレードアップについて関係機関と協議を進めます。【③】</p> <p>(2) 公共交通機関の充実</p> <p>①「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、交通や生活の利便性向上を図るため、運行計画や路線の見直しなど町の実情に応じた公共交通施策を推進します。【④, ⑤】</p> <p>②「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」に基づき、芦屋町に乗り入れる北九州市営バスの路線や便数の確保維持に努めます。【⑥】</p> <p>③バス車両の更新、バス停や駐輪場の整備などを進めます。【⑦, ⑧】</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）			
【数値目標】				【数値目標】			
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	現状値		目標値 (令和12年度)
		基準年度	数値		基準年度	数値	
1	道路(舗装)の整備数	令和元年度	0路線	12 路線 (累計)	(1)	道路(舗装)の整備路線数	28 路線 (累計)
2	芦屋タウンバス利用者数 【コミュニティ活動状況調査】 「公共交通機関の利便性」に関する満足度の構成比	令和元年度	110,007 人	120,000 人	芦屋タウンバス利用者数	令和6 年度	101,565 人
		令和元年度	27.2%	30.0%	【コミュニティ活動状況調査】 「公共交通の利便性」に関する満足度の構成比	令和6 年度	38.2%

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第5節 上水道・下水道</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町の上水道事業については、平成 19（2007）年度に北九州市水道局と事業統合し、安全な上水が安定的に供給されています。</p> <p>②芦屋町の公共下水道事業は、平成 12（2000）年度に町全域の整備が完了しており、普及率は 99.9% となっています。また、下水道施設の計画的な点検・調査や修繕・改築更新、長寿命化※を行っています。今後も効率的・計画的に事業を実施し、下水道の機能を長期的に維持していく必要があります。</p> <p>③公共下水道事業については、経営の合理化に努めていますが、人口の減少、節水意識の高まりや節水機器の普及などにより、下水道使用料収入は減少傾向にあり、下水道使用料収入の増加は期待できません。一方で、施設老朽化に伴う大量更新期の到来も控えており、経営環境は厳しさを増しています。</p> <p>【基本方向】</p> <p>下水道管渠や浄化センターなどの施設を適切に維持管理し、長寿命化※に取り組むとともに、下水道事業の安定化のため、中長期的な経営改善策について検討します。</p>	<p>第5節 上水道・下水道</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町の上水道事業については、平成 19 年度に北九州市水道局と事業統合し、安全な上水が安定的に供給されています。</p> <p>②全国でインフラの老朽化に伴う事故が相次いでいる状況を受け、下水道管の調査や老朽化対策の必要性が一層高まっています。芦屋町の公共下水道事業は、平成 12 年度に町全域の整備が完了しており、普及率は 99.9% ですが、下水道施設の老朽化が進んでいます。このため、計画的な点検・調査や修繕・改築更新、長寿命化を実施し、下水道の機能を長期的に維持する必要があります。</p> <p>③令和 6 年の能登半島地震による上下水道施設の甚大な被害状況を踏まえ、施設の耐震化が全国的な課題となっています。災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、下水道管渠などについて、耐震化を推進する必要があります。</p> <p>④公共下水道の経営状況について、人口減少などにより下水道使用料収入は減少傾向にあります。一方で、施設老朽化に伴う大量更新期の到来による支出の増額も見込まれ、経営環境は厳しさを増しています。このため、北九州市と広域連携に係る協議を進めており、令和 7 年 10 月に「芦屋町公共下水道事業事務委託に関する基本協定」を締結しています。</p> <p>【基本方向】</p> <p>下水道管渠や浄化センターなどの施設を適正に維持管理し、長寿命化に取り組むとともに、下水道事業の安定化のため、中長期的な経営改善策について検討します。</p>

旧（前期基本計画）		新（後期基本計画）																							
【主要施策】 <p>（1）公共下水道の管理運営</p> <p>①「ストックマネジメント※計画」に基づき、浄化センター・ポンプ場・管渠の長寿命化※に取り組むとともに、修繕や改築更新を計画的に行います。</p> <p>②下水道事業の中長期的な経営安定化を図るため、広域化・共同化も含め検討します。</p>		【主要施策】 <p>（1）公共下水道の管理運営</p> <p>①「芦屋町下水道ストックマネジメント※計画」に基づき、浄化センター・ポンプ場・管渠の長寿命化に取り組むとともに、修繕や改築更新を行います。</p> <p>【②】</p> <p>②「芦屋町下水道耐震化計画」に基づき、下水道施設の耐震化を進めます。</p> <p>【③】</p> <p>③下水道事業の中長期的な経営安定化を図るため、広域化・共同化などを進めます。【④】</p>																							
【数値目標】 <table border="1" data-bbox="145 785 1078 1023"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和7年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 【コミュニティ活動状況調査】 「下水道」に関する満足度の構成比</td> <td>令和元年度</td> <td>84.7%</td> <td>89.7%</td> </tr> </tbody> </table>		主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	基準年度	数値	1 【コミュニティ活動状況調査】 「下水道」に関する満足度の構成比	令和元年度	84.7%	89.7%	【数値目標】 <table border="1" data-bbox="1134 785 2066 976"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和12年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（1）【コミュニティ活動状況調査】「下水道」に関する満足度の構成比</td> <td>令和6年度</td> <td>88.1%</td> <td>90.0%</td> </tr> </tbody> </table>		主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)	基準年度	数値	（1）【コミュニティ活動状況調査】「下水道」に関する満足度の構成比	令和6年度	88.1%	90.0%
主要施策	指標			現状値			目標値 (令和7年度)																		
		基準年度	数値																						
1 【コミュニティ活動状況調査】 「下水道」に関する満足度の構成比	令和元年度	84.7%	89.7%																						
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)																					
		基準年度	数値																						
（1）【コミュニティ活動状況調査】「下水道」に関する満足度の構成比	令和6年度	88.1%	90.0%																						

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第7章 心豊かな人が育つまち</p> <p>第1節 生涯学習</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①住民一人ひとりが、心豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう「芦屋町教育大綱」に基づき、社会教育の取り組みを行っています。</p> <p>②中央公民館内にある図書館は、蔵書の充実や読み聞かせなど各種企画事業に取り組んでいます。今後も住民の読書活動の推進を図る必要があります。</p> <p>③社会教育施設については、これまで計画的な改修を実施してきましたが、老朽化している公民館施設などを改修する必要があります。</p> <p>④生涯スポーツを推進するためスポーツ推進委員を中心にさまざまな事業を実施していますが、参加者が減少傾向にあり、ニーズにあった事業展開が課題となっています。</p> <p>⑤競技スポーツについては、スポーツ振興の観点から、関係団体と連携した支援を行っています。</p> <p>⑥平成30（2018）年度に総合体育館の改修を行いましたが、その他の社会体育施設については、老朽化が進んでいます。</p> <p>【基本方向】</p> <p>「芦屋町教育大綱」に基づき、生涯学習の総合的な推進や生涯スポーツの推進に取り組むとともに、社会教育施設などの適切な維持管理を行います。</p>	<p>第7章 心豊かな人が育つまち</p> <p>第1節 生涯学習</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①住民一人一人が、心豊かで生きがいのある人生を送るためには、生涯をとおした学習活動によって、自らの個性や能力を伸ばし、その成果を地域社会の中で生かせる環境づくりが必要です。このため、「芦屋町教育大綱」に基づき、社会教育の取り組みを行っていく必要があります。</p> <p>②公民館については、世代やニーズに応じた各種公民館講座の充実に取り組んでいます。社会の変化に伴い、住民の学習ニーズも変化・多様化していくため、時代に即した学習機会の提供に努める必要があります。</p> <p>③図書館については、蔵書の充実や読み聞かせなど各種事業に取り組んでいます。また、令和5年12月には遠賀郡広域電子図書館の供用を開始しました。今後も住民の読書活動を推進する必要があります。</p> <p>④生涯スポーツについては、健康づくりや体力づくり、スポーツをとおしたコミュニティの醸成のため、スポーツに親しむ環境づくりを推進する必要があります。このため、スポーツ推進委員や体育協会を中心にさまざまな事業を実施していますが、参加者が減少傾向にあり、ニーズにあった事業展開が課題となっています。また、スポーツ振興の観点から、関係団体と連携した競技スポーツの支援も必要です。</p> <p>⑤社会教育施設・社会体育施設ともに、施設の老朽化が進んでいます。引き続き、「芦屋町生涯学習施設個別施設設計画」に基づき、計画的な維持管理を行いつつ、時代のニーズに応じた整備を行う必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>「芦屋町教育大綱」に基づき、生涯学習の総合的な推進や生涯スポーツを推進するとともに、社会教育施設などの適切な維持管理を行います。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>【主要施策】</p> <p>（1）社会教育の推進</p> <p>①社会教育や公民館活動などの学習機会の拡充に取り組むとともに、関係各課との連携により住民が学んだ知識を活かすことができる環境づくりを行います。</p> <p>②図書館事業の充実を図るとともに、図書館と幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校の連携を行います。</p> <p>③社会教育施設については、「生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的な改修を行います。</p> <p>（2）生涯スポーツの充実</p> <p>①スポーツ推進委員や関係団体との連携やスポーツ活動団体の支援などにより、住民の健康増進につながる生涯スポーツを推進し、誰もが気軽にスポーツを行うことができる機会の創出に取り組みます。</p> <p>②関係団体と連携して、競技スポーツへの支援を実施し、競技力の向上、指導者の育成に取り組みます。</p> <p>③社会体育施設については、「生涯学習施設個別施設計画」に基づき、安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を行います。</p>	<p>【主要施策】</p> <p>（1）社会教育の推進</p> <p>①社会教育や公民館活動などの学習機会を拡充するとともに、関係各課との連携により住民が学んだ知識を生かすことができる環境づくりを推進します。【①, ②】</p> <p>②図書館事業の充実を図るとともに、図書館と保育所（園）や幼稚園、認定こども園、小学校、中学校との連携により、こどもの読書活動を推進します。【③】</p> <p>③「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、社会教育施設の適切な維持管理を行います。【⑤】</p> <p>（2）生涯スポーツの充実</p> <p>①住民の健康増進と誰もが気軽に参加できる機会を提供するため、スポーツ活動団体を支援するとともに、スポーツ推進委員や関係団体と連携してスポーツ事業の実施に取り組みます。【④】</p> <p>②競技力の向上や指導者育成のため、関係団体と連携して競技スポーツへの支援を行います。【④】</p> <p>③「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、社会体育施設の適切な維持管理を行います。【⑤】</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）					
【数値目標】				【数値目標】					
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	現状値		目標値 (令和12年度)		
		基準年度	数値		基準年度	数値			
1	【コミュニティ活動状況調査】 「生涯学習の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	68.3%	68.8%	(1)	【コミュニティ活動状況調査】「生涯学習の充実」に関する満足度の構成比	令和6年度	78.5%	81.0%
	【コミュニティ活動状況調査】 「公民館などの社会教育施設の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	68.8%	69.8%		公民館講座数	令和6年度	35件 (累計)	175件
2	生涯スポーツ事業の参加者数	令和元年度	871人	1,000人	(2)	生涯スポーツ事業の参加者数	令和6年度	671人	800人
	社会体育施設の利用者数	令和元年度	135,080人	140,000人					

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第2節 人権</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①住民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問題を自らの課題として捉え、あらゆる差別や人権侵害の撤廃をめざし、人権が尊重される社会を実現することが重要です。</p> <p>②芦屋町では「お互いが尊重される地域（まち）づくり」をスローガンにかけ、人権講演会や人権まつりの開催、人権カレンダーや人権冊子の全戸配布、広報紙を通じた定期的な啓発活動、各種相談、学校教育や社会教育の場における人権教育を行っています。また、平成25(2013)年に策定した「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき関係機関が一体となり取り組んでいます。今後とも、これらの取り組みについて充実を図っていくこと、さらには、あらゆる場と機会を捉えて人権教育・啓発の推進を図ることが重要です。</p> <p>③人権まつりは特色ある取り組みとして継続してきました。今後も内容の充実や改善を図り、推進していく必要があります。</p> <p>④男女共同参画社会の実現をめざし、「芦屋町男女共同参画推進プラン」を推進していますが、さらなる施策の充実や意識啓発に努めていく必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題や男女共同参画などに関する教育や啓発などに取り組みます。</p>	<p>第2節 人権</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①住民一人一人が、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問題を自らの課題として捉え、あらゆる差別や人権侵害の撤廃をめざし、人権が尊重される社会を実現することが重要です。芦屋町では、「お互いが尊重される地域（まち）づくり」をスローガンにかけて取り組みを進めています。</p> <p>②芦屋町では、人権講演会や人権まつりの開催、人権カレンダーや人権啓発冊子の全戸配布、広報紙を通じた定期的な啓発活動を行っています。あわせて、学校教育や社会教育の場における人権教育や各種相談を行っています。引き続き、「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、関係機関が一体となり、取り組みの充実に努めるとともに、あらゆる場と機会を捉えて人権教育・啓発を推進することが重要です。</p> <p>③全国的にみると、DV※による人権侵害に対する被害が増加しており、被害を予防するための相談体制と被害者へのサポート体制の充実が必要です。</p> <p>④男女共同参画社会の実現をめざし、「芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づく取り組みを推進しています。男女共同参画の意識づくり、男女がともに活躍できる社会環境づくり、誰もが安心して暮らせる生活環境づくりのため、さらなる施策の充実に努めていく必要があります。</p> <p>【基本方向】</p> <p>基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題や男女共同参画などに関する教育や啓発などに取り組みます。</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）				
【主要施策】		【主要施策】						
<p>（1）人権の尊重</p> <p>①基本的人権が保障された差別のない明るい社会の実現に向け、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する啓発に取り組みます。</p> <p>②芦屋町人権・同和教育研究協議会や芦屋町学校人権・同和教育研究協議会と連携し、人権教育や人権啓発に取り組みます。</p> <p>③「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権まつりなど人権教育・人権啓発の取り組みについて、P D C Aサイクル※により効果的かつ有効な事業を推進します。</p>		<p>（1）人権の尊重</p> <p>①基本的人権が保障された差別のない明るい社会の実現に向け、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題に対する啓発や相談・サポート体制の充実を図ります。【①, ②, ③】</p> <p>②「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、芦屋町人権・同和教育研究協議会や芦屋町学校人権・同和教育研究協議会などの関係団体と連携し、人権講演会や人権まつりなどの人権教育・啓発に取り組みます。【①, ②】</p>						
<p>（2）男女共同参画の推進</p> <p>①すべての個人が性別にかかわらず、お互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。</p> <p>②「芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画についての意識づくり、社会環境づくりに取り組みます。</p>		<p>（2）男女共同参画の推進</p> <p>①すべての個人が性別にとらわれず、お互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。【④】</p> <p>②「芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画についての意識づくり、社会環境づくりなどに取り組みます。【④】</p>						
【数値目標】				【数値目標】				
主要施策	指標	現状値		主要施策	指標	現状値		
		基準年度	数値			基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】「人権教育の推進」に関する満足度の構成比	令和元年度	67.0%	(1)	【コミュニティ活動状況調査】「人権教育の推進」に関する満足度の構成比	令和6年度	81.1%	
	人権まつりと人権講演会の参加者数(合計)	令和元年度	878人		人権まつりと人権講演会の参加者数	令和6年度	770人	
2	【コミュニティ活動状況調査】「男女共同参画の推進」に関する満足度の構成比	令和元年度	50.5%	(2)	【コミュニティ活動状況調査】「男女共同参画の推進」に関する満足度の構成比	令和6年度	73.3%	

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第3節 歴史・文化</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町は、多くの歴史遺産や独自の伝統文化を有しています。これらの豊富な文化財の保護と併せて、これらを観光資源として地域振興に活用する取り組みが重要です。</p> <p>②町内にある有形・無形の魅力ある文化財の維持管理や、これらの積極的な情報発信が課題となっています。</p> <p>③「芦屋歴史の里」では、特別展や伝統文化体験講座などを実施しています。入館者数は企画展の内容により大きく影響されることから、話題性の高い企画展を開催するなどの工夫の必要があります。</p> <p>④「第2次芦屋釜の里振興計画」に基づき、町内外への芦屋釜の周知や観光資源として活用する取り組みが重要です。</p> <p>⑤芦屋釜の復興の取り組みとして、鋳物師の養成や独立支援を行い、2名の鋳物師が独立しています。今後も、芦屋釜をはじめとする芦屋鋳物の技術継承に向けた取り組みを進めることが重要です。また、芦屋鋳物が新たな芦屋町の産業となるよう、独立した鋳物師への支援の必要があります。</p> <p>⑥文化芸術活動については、文化協会などの文化・芸術に関する各種団体と連携し、文化祭などさまざまな活動を実施しています。今後も、文化意識の向上を図っていく必要があります。</p> <p>⑦文化・芸術活動の一つの拠点である「ギャラリーあしや」は、企画展やワークショップの充実とともに、公民館事業や図書館との連携などに取り組んでいく必要があります。</p>	<p>第3節 歴史・文化</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町は、多くの歴史遺産や独自の伝統文化を有しています。これらの豊富な文化財の保護とあわせて、積極的に文化財情報を発信するなど、観光資源として地域振興に活用する取り組みが必要です。</p> <p>②芦屋歴史の里では、町の歴史・民俗を体系的に常設展示するほか、特別展や歴史体験講座などを実施しています。芦屋町の魅力を知ってもらうためには、常設展示の充実が必要です。また、入館者数は特別展の内容に大きく影響されることから、話題性の高い特別展の開催が必要です。</p> <p>③芦屋釜の里では、令和2年11月に重要文化財「芦屋釜地真形釜」^{あしやあられじしんなりがま}を入手し、令和6年11月に収蔵展示施設をリニューアルオープンしました。以降、重要文化財指定芦屋釜の常設展示を行っています。この芦屋釜を新たなシンボルとして、芦屋釜の周知や観光資源としての活用に取り組む必要があります。</p> <p>④芦屋釜復興の取り組みについては、「芦屋釜の里振興計画」に基づき、2人の鋳物師※が16年間の養成期間を経て独立しています。新たな鋳物師の養成にも取り組んでいますが、後継者となる人材の確保が課題となっています。今後も、芦屋釜をはじめとする芦屋鋳物※の技術継承に向けた取り組みを進めるとともに、芦屋鋳物が芦屋町の新たな産業となるよう、独立した鋳物師への支援を行う必要があります。</p> <p>⑤文化芸術活動については、文化協会などの文化・芸術に関する各種団体と連携し、文化祭などさまざまな活動を実施しています。今後も各種団体と連携し、文化意識の向上を図っていく必要があります。</p> <p>⑥ギャラリーあしやは、芦屋町において文化芸術活動の拠点の一つとなっています。今後も、特別展や企画展、ワークショップの充実とともに、貸館利用の促進や公民館・図書館との連携などに取り組む必要があります。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>【基本方向】</p> <p>豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財の適切な保護や管理に取り組むとともに、「第2次芦屋釜の里振興計画」に基づき、オンリーワンの地域資源である芦屋釜の活用や芦屋鉄物の産業化をめざします。また、住民の文化芸術活動の充実や文化意識の向上に取り組むとともに、住民が文化芸術に触れる機会を拡充します。</p>	<p>【基本方向】</p> <p>豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財の適切な保護や管理に取り組みます。また、「芦屋釜の里振興計画」に基づき、オンリーワンの地域資源である芦屋釜の活用や芦屋鉄物の産業化をめざします。あわせて、住民の文化芸術活動の充実や文化意識の向上に取り組むとともに、住民が文化芸術に触れる機会を拡充します。</p>
<p>【主要施策】</p> <p>(1) 文化財の保護と活用</p> <p>①豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財保護意識の高揚を図ります。</p> <p>②文化財の適切な維持管理に努めるとともに、地域の歴史・文化の魅力を積極的に情報発信します。</p> <p>③芦屋歴史の里事業の充実を図り、芦屋町の歴史・文化を活かした地域振興に取り組みます。</p> <p>(2) 芦屋釜の振興</p> <p>①芦屋町の誇りである芦屋釜を町内外に広く周知し、オンリーワンの地域資源として活用します。</p> <p>②芦屋釜の里の事業充実を図り、地域文化振興に取り組むとともに、観光資源としての魅力向上を図ります。</p> <p>③鉄物師への支援を行い、芦屋釜の復興を進めるとともに、芦屋鉄物の産業化をめざします。</p>	<p>【主要施策】</p> <p>(1) 文化財の保護と活用</p> <p>①豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財保護意識の高揚を図ります。</p> <p>【①】</p> <p>②文化財の適切な保護や管理に取り組むとともに、芦屋町の歴史・文化の魅力を積極的に情報発信します。【②】</p> <p>③芦屋町の歴史・文化を生かした地域振興に取り組むため、芦屋歴史の里事業の充実を図ります。【③】</p> <p>④「芦屋町生涯学習施設個別施設設計画」に基づき、芦屋歴史の里の適切な維持管理を行います。【④】</p> <p>(2) 芦屋釜の振興</p> <p>①芦屋町の誇りである芦屋釜を町内外に広く周知し、オンリーワンの地域資源として活用します。【①】</p> <p>②地域の文化振興や観光資源としての魅力向上に取り組むため、芦屋釜の里事業の充実を図ります。【②】</p> <p>③鉄物師への支援を行い、芦屋釜の復興を進めるとともに、芦屋鉄物の産業化をめざします。【③】</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）																					
<p>④芦屋釜の里については、「生涯学習施設個別施設計画」に基づき、適切な維持管理を行います。</p> <p>（3）文化・芸術活動の充実</p> <p>①文化や芸術に関する団体などと連携し、住民の文化芸術活動の充実や文化意識の向上に取り組みます。</p> <p>②ギャラリーあしや事業の充実を図り、住民の文化芸術に触れる機会を提供します。</p>				<p>④「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、芦屋釜の里の適切な維持管理を行います。【③, ④】</p> <p>（3）文化・芸術活動の充実</p> <p>①文化や芸術に関する各種団体などと連携し、住民の文化芸術活動の充実や文化意識の向上に取り組みます。【⑤】</p> <p>②ギャラリーあしや事業の充実を図るとともに、住民の文化芸術に触れる機会を提供します。【⑥】</p>																					
<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和7年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 芦屋歴史の里入館者数 (無料入館者含む)</td> <td>令和元年度</td> <td>3,777 人</td> <td>5,000 人</td> </tr> <tr> <td>2 芦屋釜の里入園者数 (無料入園者含む)</td> <td>令和元年度</td> <td>16,446 人</td> <td>20,000 人</td> </tr> <tr> <td>3 【コミュニティ活動状況調査】 「歴史・文化の振興」に関する満足度の構成比</td> <td>令和元年度</td> <td>69.7%</td> <td>72.2%</td> </tr> </tbody> </table>							主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)	基準年度	数値	1 芦屋歴史の里入館者数 (無料入館者含む)	令和元年度	3,777 人	5,000 人	2 芦屋釜の里入園者数 (無料入園者含む)	令和元年度	16,446 人	20,000 人	3 【コミュニティ活動状況調査】 「歴史・文化の振興」に関する満足度の構成比	令和元年度	69.7%	72.2%
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)																					
		基準年度	数値																						
1 芦屋歴史の里入館者数 (無料入館者含む)	令和元年度	3,777 人	5,000 人																						
2 芦屋釜の里入園者数 (無料入園者含む)	令和元年度	16,446 人	20,000 人																						
3 【コミュニティ活動状況調査】 「歴史・文化の振興」に関する満足度の構成比	令和元年度	69.7%	72.2%																						
<p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要施策</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標値 (令和12年度)</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 芦屋歴史の里入館者数 (有料、無料含む)</td> <td>令和6年度</td> <td>4,413 人</td> <td>5,000 人</td> </tr> <tr> <td>(2) 芦屋釜の里入館者数 (有料、無料含む)</td> <td>令和6年度</td> <td>17,732 人</td> <td>20,000 人</td> </tr> <tr> <td>(3) 【コミュニティ活動状況調査】 「歴史・文化の振興」に関する満足度の構成比</td> <td>令和6年度</td> <td>82.2%</td> <td>85.4%</td> </tr> </tbody> </table>							主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)	基準年度	数値	(1) 芦屋歴史の里入館者数 (有料、無料含む)	令和6年度	4,413 人	5,000 人	(2) 芦屋釜の里入館者数 (有料、無料含む)	令和6年度	17,732 人	20,000 人	(3) 【コミュニティ活動状況調査】 「歴史・文化の振興」に関する満足度の構成比	令和6年度	82.2%	85.4%
主要施策	指標	現状値		目標値 (令和12年度)																					
		基準年度	数値																						
(1) 芦屋歴史の里入館者数 (有料、無料含む)	令和6年度	4,413 人	5,000 人																						
(2) 芦屋釜の里入館者数 (有料、無料含む)	令和6年度	17,732 人	20,000 人																						
(3) 【コミュニティ活動状況調査】 「歴史・文化の振興」に関する満足度の構成比	令和6年度	82.2%	85.4%																						

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>第4節 國際交流</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①社会経済活動のグローバル化が進む中、外国の文化に対する理解を深め、尊重し合う取り組みが課題となっています。</p> <p>②国際感覚の醸成や異文化理解のため、中学生を対象とした海外ホームステイ事業を実施しています。</p> <p>③住民が異文化に触れる機会の充実を図るため、国際交流協会の支援を行っています。</p> <p>【基本方向】</p> <p>グローバルな視野を持った多くの人材の育成に取り組みます。また、国際交流協会を通じた住民の国際交流活動を促進します。</p> <p>【主要施策】</p> <p>（1）国際交流の推進</p> <p>①中学生の海外ホームステイ事業を行い、国際的な感覚や異文化への関心を高めるなど、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成します。</p> <p>②国際交流協会への支援事業を中心として、身近に住む外国人との交流を通じた国際社会や多文化への理解を促します。</p>	<p>第4節 國際交流</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①外国人住民の増加や多様化を視野に入れ、多文化共生の実現に向けた意識啓発や国際交流・国際理解の促進が求められています。</p> <p>②国際感覚の醸成や異文化理解のため、小学生を対象とした英語体験施設訪問事業や、中学生を対象とした海外ホームステイ事業を実施しています。</p> <p>③住民が異文化に触れる機会の充実を図るため、国際交流協会の支援を行っています。</p> <p>【基本方向】</p> <p>グローバルな視野を持って行動できる人材の育成に取り組みます。また、国際交流協会を通じた住民の国際交流活動を促進します。</p> <p>【主要施策】</p> <p>（1）国際交流の推進</p> <p>①多文化共生の実現に向けて、異なる考え方や文化について、理解し受け入れるための教育・啓発を推進するとともに、国際交流協会を中心として、多くの住民が参加できる国際交流活動を支援します。【①, ③】</p> <p>②小学生の英語活動体験、中学生の海外ホームステイ事業を通じて、国際的な感覚や異文化への関心を高めるなど、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成します。【②】</p>

旧（前期基本計画）				新（後期基本計画）						
【数値目標】				【数値目標】						
主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和 7 年度)		主要施策	指標	現状値		目標値 (令和 12 年度)
		年度	値	(令和 7 年度)	値			基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「国際交流の推進」に関する満足度の構成比	令和元年度	68.9%	69.9%		(1)	【コミュニティ活動状況調査】 「国際交流の推進」に関する満足度の構成比	令和 6 年度	78.9%	78.9%

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>計画の実現に向けて</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町は地方税が歳入全体の20%未満と他自治体と比較すると少ない状況にあります。これを補う町独自の財源としてモーターボート競走事業があり、現在は経営努力の結果、一定の事業収入を得ています。しかし、公共施設の整備に伴う財源は地方債を活用しており、経常収支比率※などの財政指標は高い水準にあります。今後も施設整備に伴う地方債の活用が継続して見込まれるため、自主財源の確保に取り組むとともに、計画的で重点的な配分を行い、安定的かつ効率的な行財政運営を続けていく必要があります。</p> <p>②少子高齢化や町財政の見通しを踏まえ、公共施設などの安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効率的かつ効果的な整備や維持管理を行うことを目的とした「公共施設等総合管理計画」を平成29（2017）年3月に策定しました。</p> <p>③モーターボート競走事業については、電話投票※の推進など、売上向上に積極的に取り組んできました。このような経営努力の結果、一定の事業収益を確保することができ、一般会計への繰り入れなど芦屋町の財政運営に大きく寄与しています。</p> <p>④町職員の若年化に伴い豊富な知識や経験を有する職員が不足している状況です。このため、さまざまなアプローチから、職員の資質向上や能力開発に取り組む必要があります。</p> <p>⑤行政運営においては、組織の効率的な運営とともに横の連携が重要です。また、地方創生など、地域の特徴を活かした独自の取り組みが求められており、これらに対応できる組織づくりが課題となっています。</p>	<p>計画の実現に向けて</p> <p>【現状と課題】</p> <p>①芦屋町は地方税が歳入全体の15%未満と他自治体と比較すると少ない状況の中で、行政サービスの維持管理に必要な人件費、物件費などの増加により経常収支比率※が高い水準にあります。また、公共施設の老朽化に伴い修繕や更新などに多額の事業費が見込まれるため、経常的な支出の見直しや自主財源の確保に取り組むとともに、計画的で重点的な配分を行い、安定的かつ効率的な行財政運営を続けていく必要があります。</p> <p>②公共施設については、少子高齢化や町財政の見通しを踏まえ、安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効率的かつ効率的な整備や維持管理が求められています。今後も「芦屋町公共施設等総合管理計画」や施設毎の個別計画に基づき、計画的な整備などを行っていく必要があります。</p> <p>③モーターボート競走事業については、電話・インターネットによる投票の推進など、売上向上に積極的に取り組んできました。このような経営努力の結果、一般会計への繰り入れなど芦屋町の財政運営に大きく寄与しています。</p> <p>④町職員の若年化に伴い豊富な知識や経験を有する職員が不足している状況です。このため、さまざまなアプローチから、職員の資質向上や能力開発に取り組む必要があります。あわせて、芦屋町の特徴を生かすとともに、社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる柔軟で効率的な組織づくりが必要です。</p> <p>⑤行政サービスの多様化、複雑化が進行している一方で、職員の確保が厳しくなっており、限られた人員で効率的な行政サービスの提供を行う必要があります。デジタル技術を活用した業務の見直しや効率化を進めるとともに、住民の利便性向上と業務負担の軽減に向け、DX※人材を育成する必要があります。</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>⑥深刻な少子高齢化にともなって働き手が減少し、現在のような行政サービスが提供できなくなることが懸念されています。このため、行政手続きに関する定型的な業務の自動化など、人手不足を解決するためにテクノロジーを活用するといった取り組みを検討していく必要があります。</p> <p>⑦一般廃棄物処理、消防、火葬施設の運営などを実施している遠賀・中間地域広域行政事務組合については、効率的な運営について、関係市町と共同で提言を行う必要があります。</p> <p>⑧北九州市との連携中枢都市圏構想※をはじめ、効果的かつ効率的な行政サービスの提供と行政運営が図られるよう、広域連携を推進していく必要があります。</p> <p>⑨近隣にある大学とさまざまな分野で連携を行うことにより、大学の知見やノウハウ、学生の若いパワーを活かした事業の推進や町民との交流による地域づくりを図る必要があります。</p>	<p>⑥一般廃棄物処理、消防、火葬施設は、遠賀・中間地域広域行政事務組合を構成し、運営しています。また、北九州市と芦屋町を含む近隣 17 市町で、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」を構成しており、他自治体と連携しながら、活力ある社会経済を維持するための取り組みを進めていく必要があります。</p> <p>⑦近隣の大学とさまざまな分野で連携することにより、相互協力の地域づくりを推進しています。引き続き、大学の知見やノウハウ、学生の若いパワーを生かした事業の推進や住民との交流による地域の活性化を図る必要があります。</p>

【主要施策】

（1）健全で持続可能な行財政運営を行います

- ①健全な行財政運営のため、最小の経費で最大の効果をあげられるよう選択と集中により、効果的で効率的な事業推進に取り組みます。
- ②自主財源の確保に努めるとともに、各種使用料などの見直しを行います。
- ③「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の適正配置を推進するとともに、計画的な維持管理・修繕・更新などに取り組みます。

【主要施策】

（1）健全で持続可能な行財政運営を行います

- ①健全な行財政運営のため、最小の経費で最大の効果をあげられるよう選択と集中により、効果的かつ効率的な事業推進に取り組みます。【①】
- ②自主財源の確保に努めるとともに、各種使用料などの見直しを行います【①】
- ③「芦屋町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の適正配置や、計画的な維持管理・修繕・更新などに取り組みます。【②】

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>（2）モーターボート競走事業の売上向上を図ります</p> <p>①電話投票をはじめとした広域発売※の売上向上を図るため、SNSなどのインターネットを活用した宣伝広告を展開します。</p> <p>②来場者の増加を図るため、ボートレース場施設を有効活用し、幅広い層の来場を促進する施策を展開します。</p> <p>（3）職員の育成や資質向上を図ります</p> <p>①職員一人ひとりが意欲を持ってその能力を発揮できるよう人事評価制度の見直しを進めるとともに、計画的な研修や自治区担当職員制度の活用などにより、職員の資質の向上や能力開発に取り組みます。</p> <p>（4）柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします</p> <p>①P D C Aサイクル※による目標管理制度の運用により、効率的かつ効果的な組織づくりに取り組みます。</p> <p>②情報共有と各課間の連携を図るとともに、効果的かつ柔軟に対応できる組織運営を行います。</p> <p>③事務の電算化や新たな仕組みづくりにより事務の効率化を図ります。また、A I※やR P A※の活用を検討します。</p>	<p>（2）モーターボート競走事業の売上向上を図ります</p> <p>①電話・インターネット投票をはじめとした広域発売の売上向上を図るため、SNSなどを活用した宣伝広告を行います。【③】</p> <p>②来場者の増加を図るため、ボートレース場施設を有効活用し、幅広い層の来場を促進する施策に取り組みます。【③】</p> <p>（3）職員の育成や資質向上を図ります</p> <p>①職員一人一人が意欲を持ってその能力を発揮できるよう人事評価制度を運用するとともに、計画的な研修や自治区担当職員制度の活用などを通じて、職員の資質向上や能力開発に取り組みます。【④】</p> <p>②デジタル的な視点から、新たな価値を創出できる、D X人材の育成に取り組みます。【⑤】</p> <p>（4）柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします</p> <p>①P D C Aサイクル※による目標管理制度の運用により、効果的かつ効率的な組織づくりに取り組みます。【④】</p> <p>②情報共有と各課間の連携を図るとともに、効果的かつ柔軟に対応できる組織運営を行います。【④】</p> <p>③住民の利便性向上や業務の効率化を図るため、デジタル化を推進するとともに、A I※、R P A※などのデジタルツールの活用に取り組みます。【⑤】</p>

旧（前期基本計画）	新（後期基本計画）
<p>（5）広域連携を推進します</p> <p>①遠賀・中間地域広域行政事務組合の効率的な運営について、構成市町とともに提言します。</p> <p>②行政事務や電算システムの共同利用に取り組みます。</p> <p>③「北九州都市圏域連携中枢都市圏」による行政サービスの広域連携に取り組みます。</p> <p>④大学やさまざまな機関などとの連携やネットワーク強化に取り組みます。</p>	<p>（5）広域連携を推進します</p> <p>①行政事務や電算システムの共同利用に取り組みます。【⑤】</p> <p>②遠賀・中間地域広域行政事務組合とともに効率的な運営に取り組みます【⑥】</p> <p>③連携中枢都市圏「北九州都市圏域」による連携事業を進めます。【⑥】</p> <p>④近隣の大学とさまざまな分野で連携し、若いパワーを生かした地域の活性化に取り組みます。【⑦】</p>